

自治体向けFAQ

【第4版】

平成26年11月

※ 本FAQは、平成26年9月にお示したものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(セルの網掛け及び備考欄に記載)

【事業計画】

NO	事項	問	答	備考
1	確保方策 (定員弾力化の取扱い)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	
2	事業計画 (私立幼稚園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことだが、事業計画との関係はどうなりますか。施行後に新制度に移行する場合、供給計画の内容を見直す必要があるのでしょうか。	確認を受けない幼稚園については、事業計画における確保方策において、「特定教育・保育施設」とは別に記載していただくこととしている(「量の見込み」の算出のための手引き)が、新制度への移行状況に変化が生じた場合でも必ずしも計画を変更していただく必要はありません。	
3	事業計画 (認定こども園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。	28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。	
4	事業計画 (認定こども園移行特例)	供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員(幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員)の水準はどのように考えればよいですか。 幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定することですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。	本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。 例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子ども数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。 いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画(幼保連携型認定こども園については、政令市・中核市計画)において「上乗せする数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提になります。	
5	事業計画 (計画と認可の関係)	事業計画上、想定していない施設・事業について、事業者より認可申請があり、この申請が条件を満たしていれば、自治体は計画に位置付けられていなくても認可をしなければならないのでしょうか。(例えば計画中、保育の確保方策として認可保育所のみを定めているが、計画に定めていない小規模保育事業者からの認可申請がある場合。)	事業計画に具体的な記載がなくても、事業計画に定める需要量に達していない場合は、原則として認可しなければなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。 この場合であっても、現に待機児童がいる場合、機動的な対応が望ましいと考えます。いずれにせよ、計画にない施設・事業であっても、認可・確認することは可能です。	

6	事業計画 (計画と認可の関係)	待機児童は存在しているが、事業計画で設定した供給量は既に満たされている場合において、認可申請が行われた場合、どのように取り扱うべきでしょうか。	事業計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、現に保育認定を受けて保育を受けられない状況、すなわち待機児童がいる場合には、認可しなければなりません。 ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。	
7	確保方策(認可を受けない幼稚園の取扱い)	確認を受けない幼稚園は事業計画上どのように取り扱うのですか。	量の見込みについては、「確認を受けない幼稚園」を利用する需要も含めて教育標準時間に係る量を見込みます。 また、確保方策については、確認を受けない幼稚園も施設等での保育を必要としない満3歳以上の子どもの教育の受け皿となっていることから、対象として含めます。	基本指針 Q&AQ10 再掲
8	確保方策(認可外保育施設の取扱い)	認可外保育施設を確保方策として計画に記載して良いのでしょうか。	子ども・子育て支援新制度では、市町村が把握した「量の見込み」に対して、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」により対応することが基本となりますが、「待機児童加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可化を支援しているところであり、当分の間は、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」に加えて、一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」による対応についても計画に記載することも可能とします。 ※ベビーホテルのように、上記のような内容の支援を行っていない認可外保育施設は対象外とします。 (参考) 量の見込みの算出に当たっては、いわゆる「2号認定」「3号認定」は、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用等を含む。)を基本として定めるものであり(別表第二)、認可外保育施設を利用する子どものうち保育を必要とする子どもを含めます。 ※上記のような内容の支援を行っている認可外保育施設に限りません。	基本指針 Q&A Q11再掲
9	確保方策 (国立大学附属幼稚園の取扱い)	国立大学附属幼稚園は事業計画においてどのように取り扱うのでしょうか。	国立大学附属幼稚園は、法律上、新制度の施設型給付の対象となることはできませんが、実質的には施設等での保育を必要としない満3歳以上の子どもの教育の受け皿となっていることから、事業計画に定める確保方策には対象として含めます。	
10	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の後継計画として位置づけたいと考えていますが、次世代行動計画を作成しないこととしても差し支えありませんか。	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、計画策定自体について任意化しています。すなわち、 ・策定しないという選択もありうる ・策定する場合にどの項目を盛り込むかについても任意としています。 ただし、法第11条第1項に基づく通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により施設整備の交付金を受けようとする場合や、「放課後子ども総合プラン」に基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進を図るための事業を実施し、財政支援の対象となる場合には、次世代法の市町村行動計画に位置付ける必要があります。	

11	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を一体のものとして、一つの計画として定めることは可能ですか。また、その場合、例えば、行動計画部分については、「放課後子ども総合プラン」に関する事項のみを盛り込むといった対応は可能でしょうか。	行動計画の策定の仕方については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することもできるため、例えば、子ども・子育て支援事業計画に次世代法の計画の一部(例えば「放課後子ども総合プラン」に関する事項のみ)の要素を加えた計画として策定するなどの柔軟な対応も可能です。
12	確保方策(公立の認可外保育施設の取扱い)	市が運営している認可外保育施設(へき地保育所と保育所型児童館など)は直営なので、確保方策に含めることができる「市町村が運営費支援を行っている認可外保育施設」には該当しないと考えられますが、確保方策に含めることは可能ですか。	「市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設」については、当分の間、確保方策に含めることを可能とする取扱いとしています。その趣旨は市町村が当該施設の適正な運営に一定の責任を負っていることと評価されることによるものです。したがって、市が直営している施設についても同様に評価し得ると考えられることから、含めることとして差し支えありません。
13	確保方策(定員を超過している私立幼稚園の取扱い)	定員を超過している私立幼稚園の取扱いにしたがって、認可定員を超える利用定員を設定する場合、事業計画に記載する確保方策としては、利用定員によるべきでしょうか、それとも認可定員や現在の実利用人員によるべきでしょうか。	事業計画の確保方策は、質の高い教育を提供可能な体制として、利用定員を計上していただくこととなります。なお、認可定員を超える利用定員は、実利用人員によっても認可基準を満たすことができることを前提に、例外的・暫定的に期限付で認められるものです。
14	幼児期の学校教育の利用希望が強い2号ニーズに対する確保方策	幼児期の学校教育の利用希望が強い2号ニーズについては、1月に示された「作業の手引き」p64では、特定教育・保育施設の2号定員(保育所等)のみならず、1号定員(幼稚園等)についても確保方策とできる旨示されていますが、確認を受けない幼稚園の定員は確保方策とすることはできないのでしょうか。	確認を受けない幼稚園(国立大学附属幼稚園を含む)の定員(実員が定員を大きく下回る場合は実員)についても、特定教育・保育施設の1号定員と同じく、確保方策として取り扱うことができます。
15	広域利用による利用定員の確保	A市に所在する施設(定員70人)を、A市居住者50人、B市居住者20人が利用しています。新制度移行後は、施設の確認及び利用定員の設定はA市のみが行うこととなりますが、今後とも、B市居住者の枠として20人分を確保したいと考えています。その場合、利用定員の設定や利用調整の方法等について、どのようにすればよいのでしょうか。また、利用調整の結果、B市居住者が入所できなかった場合には、どちらの市が対応することになるのでしょうか。	A市とB市との間で十分に協議いただくことが基本となりますが、以下のような対応が考えられます。 ・A市に所在する施設において、一定数のB市居住者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、両市において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。その際、利用調整の時期や実施方法、優先利用の考え方等についても、併せて当該協定に規定しておく。 (なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市の子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。) ・複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。 なお、B市居住者の受け入れが恒常的なものではない場合には、保護者から当該施設の利用申込みを受けた際に、その都度協議することが考えられます。その場合、必要に応じ、当該施設の利用定員を超えて受け入れを行うことも可能です。 また、利用調整の結果、B市居住者が当該施設に入所できなかった場合には、B市において、その者の保育を確保するための措置を講じる必要があります。
16	市町村計画が変更された場合の都道府県計画の取扱い	都道府県の事業計画は、市町村計画の積み上げになると思いますが、市町村計画の変更の都度、都道府県計画も変更しなければならないのですか(都道府県計画は都道府県議会の議決案件となっています)。	都道府県の事業支援計画については、市町村の事業計画と整合性が取れている必要があります。市町村の事業計画の「量の見込み」「確保方策」の数字を積み上げたものとするのが基本ですが、厳密に一致しなければならないものでもありません。市町村の事業計画の変更の内容が、都道府県全体の需給の見通しに大きな影響を与えるものでない限り、その都度変更しなければならないものではありません。計画期間の中間年を目安とする都道府県の事業支援計画の見直しの際に、一括して反映することも1つの方法と考えられます。

【基準】

NO	事項	問	答	備考
1	基準条例 (地域型保育事業)	地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、条例を制定しなければならないのでしょうか。	そのような場合であっても、将来、参入しようとする事業者から認可申請があった場合に備え、条例を制定しておく必要があります。	
2	基準条例 (地域型保育事業)	小規模保育事業の認可基準について、条例において、B型、C型の職員配置基準に係る保育士資格の要件を国基準より厳しい内容に設定することは可能ですか。また、A型のみに限定することは可能ですか。	例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を上回る4分の3に設定するなど国の基準を上回る基準を設定することは可能ですが、その基準を全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません。	
3	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業に係る基準条例において、小4から小6の児童については、児童館など放課後児童クラブ以外の居場所を確保することを前提に、放課後児童クラブの受け入れ対象児童の利用対象を小3までに限定することは可能ですか。	個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務を一律に課すものではありませんが、対象年齢を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではありません。	
4	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブにおける集団の規模について、「おおむね40人以下」と定められましたが、これについて経過措置を設けることは可能ですか。	支援の単位(児童の集団の規模)は参酌すべき基準であり、各市町村で省令基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めていただくことも可能です。 このため、省令基準を十分に参酌した結果、各市町村の判断で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合させる取組を進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るという基準策定の趣旨を踏まえた対応が望まれます。	
5	学則(園則)と運営規程の関係	各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則(園則)を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。	運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則(園則)で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、別途、運営規程を作成する必要はありません(学則(園則)に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則(園則)に追加する必要があります)。なお、学則(園則)は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要となります。	

【認定・利用調整】

NO	事項	問	答	備考
1	支給認定 (有効期間)	認定の有効期間は原則3年とのことですが、認定事由に該当しなくなった場合にはどうなりますか。また、現況確認についてはどのように対応すればよいでしょうか。	<p>教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。</p> <p>(注)年齢計算に関する法律により、「満3歳に達する日」は3歳の誕生日の前日となります。</p>	修正 自治体向けFAQ第3版において、3号認定の有効期間について「満3歳の誕生日まで」と記載しておりましたが、正しくは「3歳の誕生日の前々日まで」となります。
2	保育の必要性認定	就労以外の事由についても、保育標準時間・短時間認定の区分設定を行う必要がありますか。また、求職活動、育児休業取得時の継続利用の事由については、一律に短時間認定としてもよいですか。	<p>就労以外の事由についても、それぞれの置かれた状況が異なることから、保育標準時間・短時間の区分を設けることを基本としています。ただし、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の事由については、区分を設けず、保育標準時間を基本としています。</p> <p>なお、「求職活動」、「育児休業取得時の継続利用」の事由について、市町村判断により、必要に応じて、例えば、原則として保育短時間認定に統一することも可能です。</p>	
3	保育の必要性認定	求職活動中であることを理由として、保育の必要性を認定する場合、その有効期間はどのようになりますか。また、求職活動中であることを確認するための証明書類などの運用方針は国から具体的に示す予定はありますか。	<p>保育の必要性の認定の期間については、雇用保険の失業給付日数(基本手当)の支給日数が90日となっていることを踏まえ、90日を基本的な期間として、それを上限に市町村が定める期間とします。</p> <p>また、求職活動中であることの確認方法については、ハローワークの登録証の写しや求職活動の状況が分かる申立書などを利用していただくことを想定しています。</p> <p>なお、市町村が定めた期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にある場合には、認定時と同様にその状況を確認のうえ、期間を延長することも可能です。</p>	

4	保育の必要性認定	保育認定が受けられる就労要件として、月48時間から64時間の間で市町村が定める時間が下限となりますが、現在、48時間未満の下限時間を設定している場合やそもそも下限時間を設定していない場合において、親の就労時間が48時間に満たないが、現に保育所を利用している児童の取り扱いはどうなりますか。保育所を利用できなくなるのでしょうか。	現在、保育所において入所している児童については、経過措置により、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所を利用することが可能です。	
5	保育の必要性認定	現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いのでしょうか。	現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとしています。	
6	保育の必要性認定	保育短時間認定の要件に該当する子どもについては、新制度施行の時点で在園している子どもに限り、保育標準時間認定として差し支えないとする経過措置が設けられていますが、制度施行時に、0～2歳のみ保育所や小規模保育事業等を利用している場合、当該園を卒園し、満3歳以降に別の園に移る場合でも、当該経過措置は適用されますか。	新制度施行時点で在園している子どもについて保育標準時間認定で差し支えないとする経過措置の趣旨は、当該子どもについて従前と同様の保育を受けられるようにするものです。こうした観点から、ご指摘のような異なる園に転園した場合についても、引き続き、経過措置の対象として差し支えありません。	追加
7	保育の必要性認定	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合には、保育の必要性を認定することとされたが、「継続利用が必要である場合」とは、具体的にはどのような場合を想定しているのでしょうか。	現行制度における取扱いを踏まえ、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときを想定しています。	
8	教育標準時間認定	私学助成に残る幼稚園を利用する場合、1号認定(教育標準時間認定)の申請および認定の手続きは必要ないと理解して良いですか。	そのとおり。ただし、保護者が1号認定を市町村に申請した場合には、認定することが必要です。なお、当該利用者が保育所・認定こども園を希望していたが入園できず、私学助成の幼稚園を利用することとなった場合、引き続き保護者が保育所・認定こども園を利用する希望があれば、2号認定(保育認定)を維持することが必要です。	
9	認定の基準日	認定時期は今年度の10月頃から始まりますが、10月時点で2歳児の子どもが来年4月には3歳になる場合、現時点では3号で認定しておいて、来年また2号に認定しなおすのでしょうか。認定の基準日はいつになるのでしょうか。	認定の効力が発生する新制度施行予定の平成27年4月1日時点で満3歳に達している場合は、2号の認定をすることになります。	
10	認定の処理期間の基準日	1号認定の認定証の交付について、30日以内となっているが、施設で取りまとめ市に送ってくる場合、保護者が施設に提出した日から起算するのか、市役所に届いた日から起算するのでしょうか。	市町村が受理した日が起算日となります。	

11	3号から2号の認定証の切り替え時期	認定証を3号から2号に切り替える時期はいつになるのでしょうか。自治体の裁量で決めて良いのでしょうか。	満3歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までの期間が認定証の期限となるので、実質的な弊害がないよう配慮した上で、新しい認定証の受け渡し時期は自治体の裁量にお任せいたします。 (注)年齢計算に関する法律により、「満3歳に達する日」は3歳の誕生日の前日となります。	追記
12	各種ひな形、様式	各種様式のひな型は今後、国から示してもらえるのでしょうか。(例:みなし確認、入所申し込み、認定証、利用者負担額決定通知、施設型給付(法定代理受領請求))	支給認定証の記載事項は省令で規定していますが、利用者負担額決定通知、施設型給付(法定代理受領請求)も含めて、その様式を国からお示しする予定はありません。平成25年10月30日子ども子育て支援制度説明会(システム関係)において、支給認定や確認に係る申請書(案)をお示しているのご参照ください。	
13	日本に居住する外国籍の子どもの取扱い	日本国内に居住する外国籍の子どもも、新制度の対象となるのでしょうか。米軍基地内の子どもの場合はどうでしょうか。	日本国籍の有無、戸籍・住民登録の有無にかかわらず、当該市町村での居住の実態があれば、米軍基地内に居住する場合を含め、新制度に基づく支援の対象となります。	
14	認定の有効期間	子ども・子育て支援法施行規則で、支給認定の有効期間について、例えば、2号の就労については「小学校就学の始期に達するまでの期間」と定められましたが、当初から3か月限定の就労と分かっているような場合には、認定の有効期間も3か月として問題ないでしょうか。	2号子どもに係る就労を事由とする場合の支給認定の有効期間は、小学校就学の始期に達するまでの期間とされています(法第21条、規則第8条第1項第2号)。あらかじめ就労の終期と、その後も保育の必要性の必要性の事由に該当しないことが明らかになっている場合に限り、就労の終期をもって1号認定に職権で変更することを、認定の条件として定めることも可能と考えられます。	
15	認定に係る処理期間を延期する場合の通知方法	支給認定は、認定申請のあった日から30日以内に行わなければならないとされていますが、「特別な理由がある場合」には、処理見込期間とその理由を通知し、延期することができることとされています。この「特別な理由」として、どのようなものが考えられますか。また、この「通知」はできる限り簡素に処理したいのですが、どのような方法が考えられますか。	申請に係る認定事務が特定の時期に集中し、審査に時間を要する場合などは、「特別な理由がある場合」に該当するものと考えられます。また、この場合の通知方法については、各市町村の判断により、以下のような方法とすることが考えられます。 ①当該申請を受理した際に、申請者に対し、一律に「次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を通知する方法 ②申請に当たって、「次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を案内し、これに同意する保護者の意思を認定の申請に併せて書面により確認する方法	

16	2号認定を受けた子どもの幼稚園利用	2号認定を受けた場合でも、幼稚園に入ることはできるのでしょうか。	新規に2号認定を受け、利用調整の結果、保育所等に入所できない場合(保育所等のみの利用を希望した場合、保育所等と幼稚園を併願した場合)又は既に2号認定を受けている場合(小規模保育の卒園者が入園、転居により保育所等から転園等)には、特例施設型給付を受けて幼稚園を利用することが可能です。いずれの場合も、入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認し、希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられます。 なお、両親が共働きであるなど客観的には2号認定を受けられる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、1号認定を受けて幼稚園を利用することになります。 いずれの場合も、午後の預かりニーズについては、一時預かり事業(幼稚園型)を利用することが想定されます。	
17	就労時間の変更に伴う認定区分の変更手続き	フルタイム就労で保育標準時間認定を受けていた人が10月からパートタイム就労となり保育短時間認定を希望してきた又はそうした事実が判明した場合、10月から職権で認定区分を変更するのでしょうか、あるいは、あくまで申請を原則とし、変更申請を受けた翌月からの変更とするのでしょうか。	支給認定は原則として保護者からの申請が必要となるため、事実が判明した時点で速やかに変更申請を行うよう促す必要があります。(変更の事由が発生した日と変更申請日が異なる場合において、事由発生日に遡って変更認定を行うものではありません。)なお、正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により取消を行うことができます。	
18	保育の必要性認定事由に変更が生じた場合の手続き	保育の必要性認定事由に変更が生じた場合や、保育を必要とする子どもとしての事由が無くなっていたことが分かった場合の認定の切替えや取消しなどの手続きは、どのように行うのでしょうか。	支給認定の変更は原則として保護者からの申請が必要となるため、速やかに変更申請を行うよう促す必要があります。もし正当な理由なく変更申請を行わない場合は、 2号認定子ども、3号認定子ども共に子ども・子育て支援法第23条により支給認定の変更を行うことができます。なお、保育の必要性の認定事由に変更がある場合であっても同法施行規則第10条に該当しない場合は、変更を行う必要はありません。 また、保育を必要とする事由に該当しなくなっていた場合は、3号認定子どもであれば、 法第24条により支給認定の取消しを行うこともできます。 なお、市町村は、教育・保育給付に必要があるときには、必要な範囲で、保護者に報告等を求めることができ、保護者が、虚偽の報告等を行った場合については、子ども・子育て支援法第24条(同法施行令第3条)により2号認定子ども、3号認定子ども共に職権で支給認定の取消しを行うことが可能です。	追記
19	保育の必要性認定事由が無くなった場合の手続き	保育の支給認定を受けた者が、その当該認定事由が無くなった場合でも、市町村に対する届出義務はないのでしょうか。	保育認定されていた者が、当該認定事由が無くなった場合には、給付を行うことができないため、速やかに変更の申請を行うよう認定証にその旨を記載するなど、変更の申請を促す必要があります。 なお、市町村は、教育・保育給付に必要があるときには、必要な範囲で、保護者に報告等を求めることができ、保護者が、虚偽の報告等を行った場合については、子ども・子育て支援法第24条(同法施行令第3条)により2号認定子ども、3号認定子どもともに職権で取消を行うことが可能です。	追加

20	保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合の取扱い	<p>①例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては8時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避けるため、市町村の判断により保育標準時間認定を行うことは認められますか。</p> <p>②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯(例えば午前9時～午後5時)を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。</p> <p>③この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。</p>	<p>保育必要量の認定に当たっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。</p> <p>①一方で、ご指摘の例のように1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。</p> <p>②また、ご指摘の例のように、1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えます。(ただし、保育短時間認定に係る利用時間帯が利用者の就労実態を踏まえ、適切に設定されていることが前提です。)</p> <p>③この他、①②に当てはまらないケースであって、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認める場合、保育標準時間として認定しても差し支えありません。</p> <p>なお、就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると市町村が認める場合については①に該当するものとし、1か月の中で最も早い就労開始時刻と最も遅い就労終了時刻の差が8時間以内の場合であっても、通勤時間等を含めた場合、その差が8時間以上となると市町村が認める場合については③に該当するものと取り扱って差し支えありません。</p>	追記
21	広域利用の受け入れ義務	受け入れ制限(同市の居住者のみ受け入れ)をしている公立施設は、新制度では必ず広域化が必要ですか。	必須ではありませんが、広域入所をどの程度見込むかなど周辺自治体との連絡・調整のうえ、検討する必要があるものと考えます。	
22	広域利用における利用調整	広域利用の際に、複数の市町村間で入所の優先度の判断が異なる場合、どのように対応すべきでしょうか。また、入所できなかった場合、広域入所の依頼元と依頼先、どちらの市町村があっせん等の調整を行うことになるのでしょうか。	広域利用における調整については、市町村間でよく協議の上、対応して下さい。また、広域入所できなかった場合については、依頼元、すなわち給付の実施主体である居住地市町村で対応いただくことが基本になります。	

23	保育短時間認定の下限が異なる自治体間での広域利用等の取扱い	転出・転入予定の場合や広域利用の場合、保育認定を行った居住地の市町村と実際に広域利用する施設が所在する市町村とで保育短時間下限が違うことにより、居住地の市町村(または転出前の市町村)では保育認定が受けられる要件に該当するが、利用する施設が所在する市町村(または転入先の市町村)では保育認定が受けられる要件に該当しない場合の取扱いはどうなるのでしょうか(例えば、下限48時間で短時間認定を受けた人が、下限を64時間としている自治体の施設を広域で利用することはできるのでしょうか)。	転出・転入の場合、転出入先の市区町村の認定基準により再度認定を受けることとなります。 また、広域利用の場合、保育認定の下限時間について、各市町村ごとに経過措置を設けることにしているなど、市町村ごとに認定の取り扱いが異なる場合がありますが、保育認定は保護者の居住地の市町村がその市町村の基準で行うことになるため、受け入れ先市町村と異なる基準で保育認定を受けた子どもであっても、利用調整を経た上で、関係市町村間で協議が整えば、広域利用することは可能です。
24	広域利用の条件	保育所の広域利用について、現在は保護者の勤務先や祖父母の住所が市外であることや里帰り出産の場合であることなどの条件を付していますが、新制度下でもその取扱いを継続することは可能ですか。	2号認定子ども、3号認定子どもの保育所や認定こども園の利用については、居住地の市町村が利用調整を行うこととなりますが、これらの施設の広域利用については、市町村間で協議の上、対応されるものであり、施設所在の市町村が自市町村外の子どもを受け入れる義務を負っているものではありません。したがって、施設所在の市町村が、広域利用について、お尋ねのような条件を付することも可能です。なお、これまでの広域利用の実態を踏まえ、子ども(保護者)の居住地の市町村においては、当該保護者が広域利用を希望する場合には、個々の事情に応じ、保護者の理解を得られるよう適切に対応することが求められます。
25	利用調整の処分性	2号認定子ども及び3号認定子どもの利用調整に関し、市町村との契約である保育所とは異なり、直接契約である認定こども園や地域型保育については、利用調整の結果がストレートに入所を決定するものではなく、一種の行政指導と考えられることから、必ずしも不服申立ての対象となる行政処分とは言えないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。	直接契約の施設であっても、利用調整の結果は事実上入所の可否を左右するものであり、処分性があると考えられます。
26	優先利用の事項	国の通知において、保育所等の入所に係る利用調整に当たった優先利用の対象となる事項として、ひとり親家庭など8つの項目が例示されましたが、この8つの項目は、全て優先利用の対象事項としなければならないのでしょうか。自治体の判断により、優先利用の対象事項としないことも可能ですか。	優先利用に関する運用面の詳細については、各市町村の判断により実施していただくこととなりますが、今回、お示した8つの優先事項については、国としては、基本的には対象事項として配慮していただきたいと考えています。 なお、ひとり親家庭や、被虐待児童については、別途、法律等により配慮が求められている点に留意が必要です。
27	利用調整における在園児の取扱い	新制度の施行に伴い、保育認定対象児童については、現に保育所や認定こども園に入所している児童も含め、利用調整の対象になるのでしょうか。利用調整の結果、保育の必要性がより高い入所希望の児童を入所させるため、退園を求められる可能性はあるのでしょうか。	現に保育所や認定こども園に入所している児童についても、市町村において改めて保育認定を行う必要がありますが、保育認定を受けた在園児については、在園を保障することが適当です。

28	法施行前の利用調整の根拠	<p>保育の利用調整業務は改正児童福祉法に根拠をもつ行為であり、子ども・子育て支援法附則12条の準備行為(支給認定やあっせん要請)は適用されないと理解しています。</p> <p>そのため、以下の点を考慮すると、利用調整業務に係る準備行為について、法的根拠が必要と思われるので、法的根拠を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年度向けの利用調整結果通知は、1月又は2月等の実際日付(4月1日付けではなく)で発出することが妥当と考えられること。 ・利用調整結果通知は、待機(保留)を伝える処分でもあるため、不服申立の対象となることが想定され、法令等の裏付けが求められること。 <p>※5月16日付け新制度施行準備室事務連絡において、児童福祉法施行令の内容として「準備行為」との記載があるが、ここに含まれる想定か。</p>	<p>「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を修正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」において、事前の準備行為を行うことができることとする予定です。</p>	
29	認定こども園に係る利用調整	<p>認定こども園を利用している1号認定の子どもが、保護者の就労等の事由により2号認定への変更を申し出た場合の取り扱いについて、同施設の利用を希望する2号認定の利用希望者と同等に取り扱うのでしょうか、若しくは、継続して利用するために優先的に変更する取扱いとなるのでしょうか。</p>	<p>認定こども園を利用する1号認定の子どもについて、2号認定への区分の変更があった場合には、市町村の利用調整を経ることになりますが、市町村の判断により優先的に継続利用させることは可能です。なお、利用定員について、認定こども園の全体定員の範囲内での1号と2号間での柔軟な取り扱いを可能としています。</p>	
30	妊娠・出産を理由に保育認定をする場合の取扱い	<p>妊娠・出産を理由に保育認定をする場合の産前・産後の期間についての具体的な目安はありますか。例えば、つわりがひどい場合など妊娠初期のケースも認められますか。また、産後6か月くらいまで認めることも可能ですか。</p>	<p>子ども・子育て支援法施行規則(以下「規則」という。)第1条第1項第2号においては、「妊娠中か出産後間がないこと」と定めています。そのため、妊娠初期のケースであっても、保護者の心身の状況を踏まえ、「保育の必要性がある」と判断されれば保育認定することは可能と考えます。他方、産後については、認定証の有効期間を「産後8週間を経過する日の翌日の属する月の末日」と定めていますので、この期間を原則としつつ、保護者の個別の状況により、産後8週間を超えるケースについても必要に応じ、保育認定することは可能と考えます。</p> <p>例)9月30日が産後8週間を経過する日にあたる場合、10月末日が有効期限となります。</p>	追加
31	認定こども園に直接申し込みがあった場合の応諾義務との関係	<p>市町村の利用調整の結果、別の園に利用決定となった保護者が、直接、認定こども園に申し込んできた場合や、市町村に申し込まずに直接、認定こども園に申し込んできた場合、入園を断っても応諾義務違反には問われないと考えてよいですか。</p>	<p>保育認定の対象となる2号・3号子どもについては、直接契約施設である認定こども園を利用する場合を含め、全て市町村による利用調整を経て、利用先の施設・事業が決定される仕組みとなっていますので、ご指摘のようなケースにおいて、認定こども園が入園を断っても応諾義務違反を問われることはありませんが、保護者の方に市町村に申し込みや相談をしていただくようご案内することが望まれます。</p>	追加

【認可・確認】

NO	事項	問	答	備考
1	幼保連携型認定こども園のみなし認可	認定こども園法一部改正法附則第3条第1項のみなし認可について、地方公共団体が設置者である場合は適用されないのでしょうか。	地方公共団体が幼保連携型認定こども園を設置する場合、都道府県知事の認可は必要ありません。都道府県知事に届出をすることとなります(認定こども園法第16条)。このため、のみなし認可の規定は適用されませんが、既存施設については、上記のとおり、都道府県知事に届出をすることとなります。 ※指定都市・中核市が設置する場合、認定こども園法第16条の届出は不要ですが、都道府県知事への情報提供が必要となります(認定こども園法第18条第3項)。	
2	幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為の変更	学校法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような寄附行為の変更手続が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなるのでしょうか。	寄附行為の変更手続については、現在検討を進めているところであり、追って検討結果をお示しします。なお、のみなし認可を受けることに伴って必然的に寄附行為変更が必要となる事項以外の事項(例:理事数の変更等)については、のみなし認可と同時期に変更を行う場合であっても、原則通り認可申請をしていただく必要があります。	追記
3	幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の定款の変更	社会福祉法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような定款の変更手続が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなりますか。	定款の変更手続については、現在検討を進めているところであり、追って検討結果をお示しします。なお、のみなし認可を受けることに伴って必然的に定款変更が必要となる事項以外の事項(例:理事数の変更等)については、のみなし認可と同時期に変更を行う場合であっても、原則通り認可申請をしていただく必要があります。	追記
4	都道府県立院内保育の認可	都道府県立病院が実施している院内保育について、地域型保育事業の認可を受けようとする場合、都道府県が市町村に認可申請することになるのでしょうか。	いわゆる院内保育については、事業所内保育事業として実施することが想定され、その場合、都道府県から委託を受けた事業者や共済組合は、市町村長の認可を受ける必要があります。(なお、都道府県が事業所内保育事業を含む地域型保育事業を直接実施することはできません。)	
5	事業所内保育施設の認可申請者	事業所内保育施設の場合、企業が別の事業者へ委託していることが通例ですが、その場合、認可を受ける事業者はどちらになりますか。	事業所内保育事業は、児童福祉法上、「事業主自ら設置する施設」又は「事業主から委託を受けて実施する施設」と規定されています。前者の場合は事業主が設置主体として認可を受ける(その上で運営を委託することも可能)ことになり、後者の場合は委託先の事業者が認可を受けることとなります。その場合には、認可を受けた者が児童福祉法や子ども・子育て支援法等の遵守義務等を負うことになるため、どのような運営形態で事業を実施するかについては、保育事業への関与の度合い等を踏まえて、事業主と委託先の事業者との間で決定してください。	
6	待機児童がいない場合における地域型保育事業の認可	地域型保育事業の認可について、待機児童がいない場合でも設置者から申し出があり、認可基準を満たしていれば認可することはできますか。	待機児童がいない場合であっても、市町村の実情等に応じ、認可権者である市町村の判断により認可することが可能です。	

7	連携施設を設定できない場合の認可	事業者から小規模保育事業や家庭的保育事業の認可申請があった場合、連携施設を設定できないことを理由として認可しないことは認められますか。	連携施設の設定は家庭的保育事業等の認可基準のひとつとなっているため、連携施設が設定できない場合には認可基準を満たさないこととなりますが、新制度施行後5年間は連携施設の設定を要しないとする経過措置を設けていることから、保育の供給量が需要を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可しなければなりません。 なお、この経過措置期間中は、満3歳の幼児が4月以降も家庭的保育事業等を利用する際には、地域の保育事情などにおいて特段の事由がある場合に、当該年度内に卒園後の受け皿を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと認めた場合には特例給付を受けて、引き続き、家庭的保育事業等を利用することを可能としています。本来、連携施設を設定し、確実に卒園後の受け皿を確保していただくことが基本ですので、経過措置期間中に、事業者は、必要に応じ市町村からの支援を求めつつ、連携施設の確保に努める必要があります。	
8	確認 (確認の期限)	確認の期限はありますか。	一定期限に区切って更新するという仕組みではなく、確認の期限はありません。	
9	確認 (確認の効力)	各施設・事業者の確認について、広域利用がある場合には、利用者の居住する複数の市町村が確認をする必要がありますか。	施設型給付の対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園)については、施設所在市町村による確認の効力が全国に及ぶことから、それぞれの市町村による確認行為は不要です。他方、地域型保育給付の対象事業者については、利用者の居住する複数の市町村がそれぞれ確認する必要がありますが、その具体的な方法については、できる限り簡素で効率的に処理できる仕組みを検討中です。	
10	確認 (利用定員設定の際の 手続き)	確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいて差し支えありません。また、みなし確認対象施設については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への協議は不要。	修正 「施設・事業」の「事業」を削除しました。
11	みなし確認を受けない別段の申し出	子ども・子育て支援法施行規則第4条には「別段の申出」について、「申請書」を提出すると規定されていますが、これは行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当するのでしょうか。(該当するとすれば、応答義務が発生することとなる。)	行政手続法上の「申請」は、行政庁の処分を求める行為とされています。子ども・子育て支援法の「別段の申出」については、これに回答すべき行政庁の処分は想定されておらず、行政手続法上の「申請」に当たりません。 (参考1) 子ども・子育て支援法施行規則(抜粋) 附則第4条 法附則第7条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申請書を当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。 (参考2) 行政手続法(抜粋) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。	

12	幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園の確認	市町村が確認を行う際、幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園の確認はどのように行えば良いでしょうか。	確認は認可が適正に行われていることを前提として行うものであり、改めて設置認可と同様の認可基準に基づく審査は不要です。なお、幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園については、現在でも特例として幼稚園設置基準の本則に定められる基準を満たすことは求められていませんが、この取扱いを継続することも可能です。当該幼稚園の設置の経緯を確認することが必要な場合は、認可権者に確認してください。	
13	認可施設・事業者に対する確認	認可された施設や事業について、市町村の判断により公的給付の対象となる確認を行わないことはできますか。	施設や事業者から確認の申請があった場合には、都道府県や市町村による認可を前提として、市町村は必ず確認を行う必要があります。なお、確認後、当該施設・事業者が子ども・子育て支援法第40条又は第52条に定める確認の取消事由等に該当することになった場合については、確認の取り消し等を行うことができます。	
14	家庭的保育事業のみなし確認	家庭的保育について、現在、市町村が実施している家庭的保育は、法施行時にみなし確認されるとされていますが、確認される対象は、自治体でしょうか、個別の保育ママでしょうか。また、法施行後においても市町村が保育ママに委託して実施する枠組みの場合は、保育ママ(特に個人)を地域型保育事業として認可することは不要と考えてよいでしょうか。また、市町村直接実施でも、国費等の負担がなされると理解してよいでしょうか。	みなし確認は市町村が実施する家庭的保育事業が対象となり、市町村以外の者が実施することになる家庭的保育事業については対象となりません。(子ども・子育て支援法附則第8条) なお、新制度施行後も引き続き市町村が委託して実施する場合は、みなし確認の対象となり、また、市町村が事業者となるため、認可については不要となります。 また、地域型保育事業については、公立・私立を問わず国庫負担の対象となります(公立・私立:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)ので、市町村が直接実施する場合であっても、委託して実施する場合であっても、いずれも国庫負担の対象となります。	
15	運営規程	運営規程はいつまでに整備しなければならないのでしょうか。市町村に対する確認申請の際には内容を確定させておかなければならないのでしょうか。	保護者が利用申込みを行う際に運営規程が整備されていることまでは求められませんが、教育・保育の提供の開始に当たり、申込みを行った保護者に対し、運営規程の概要等を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第5条)。また、確認を受ける際には、運営規程に規定すべき内容が確定できない場合があり得ることから、市町村へ提出する申請書は、案として提示し、内容が確定した段階で速やかに差し替える等の柔軟な運用が可能であり、その旨を地方自治体にもお示ししているところです。	
16	幼保連携型認定こども園の財産所有要件	幼稚園や保育所では、長期間使用できる保証がある等の一定の要件を満たせば、園地、園舎等について、自己所有ではなく借用でも可とされていますが、幼保連携型認定こども園でも同様でしょうか。	幼保連携型認定こども園についても、これまでの学校法人や社会福祉法人における取扱いを踏まえ、園地、園舎等の借用を可能とすることとしています。	追加

17	<p>幼保連携型認定こども園、保育所の設置の認可に係る合議制の機関からの意見聴取</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置の認可をしようとする際、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていますが、この合議制の機関において、どのような内容を審議すればよいのでしょうか。</p> <p>また、整備法により改正された児童福祉法では、保育所の設置の認可をしようとする際は、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされていますが、ここではどのような内容を審議すればよいのでしょうか。</p>	<p>私立幼保連携型認定こども園の設置の認可をする際には、条例により設置された審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととなっています。この合議制の機関において審議する内容は、法令上特段定められておらず、各認可権者のご判断で決めていただくこととなります(例えば、私立幼稚園の設置の認可の際に意見を聴くこととされている私立学校審議会や私立保育所の設置の認可の際に意見を聴くこととされている児童福祉審議会における運営方法を参考とすることも考えられます)。</p> <p>なお、みなし認可を受ける場合には合議制の機関の意見を聴くことは不要であり、また、新設の場合には準備行為として改正認定こども園法の施行前に意見を聴くことが可能です。</p>	追加
18	<p>合議制の機関で意見聴取が必要な事項</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の関係で、教育・保育施設の認可や、施設型給付費等の支給に係る施設・事業としての確認などを行う際に、法律上、審議会その他の合議制の機関で意見聴取が必要な事項にはどのようなものがありますか。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育施設となる幼保連携型認定こども園や幼稚園、保育所の設置等の認可の際や、施設型給付費等の支給に係る施設・事業としての確認などを行う際に、法律上、審議会その他の合議制の機関で意見を聴くことが必要な事項があります。</p> <p>各審議会等における意見聴取が必要な主な事項は以下のとおりです。</p> <p>○認定こども園法に基づく合議制の機関(同法第25条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼保連携型認定こども園の設置、廃止、休止、設置者変更の認可(同法第17条第1項) ・幼保連携型認定こども園の事業の停止、閉鎖の命令(同法第21条第1項) ・私立幼保連携型認定こども園の認可の取消し(同法第22条第1項) <p>○私立学校審議会(私立学校法第9条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の設置、廃止、設置者変更、収容定員に係る学則の変更(学校教育法第4条第1項、学校教育法施行令第23条第1項第11号) ・私立幼稚園の閉鎖命令(学校教育法第13条第1項) ・学校法人の寄附行為の認可(私立学校法第31条第1項)等 <p>○児童福祉審議会(整備法による改正後の児童福祉法第8条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所の設置の認可(同法第35条第4項) ・私立地域型保育事業の認可(同法第34条の15第2項) ・児童福祉施設の停止(同法第46条第1項第4号) <p>○子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関(同法第77条)</p> <p><市町村に置かれるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認に係る利用定員の設定(同法第31条第1項、第43条第1項) ・市町村子ども・子育て支援事業計画の作成、変更(同法第61条第1項) <p><都道府県に置かれるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成、変更(同法第62条第1項) 	追加
19	<p>処遇改善等加算において過去の勤務経験を通算するために必要な書類</p>	<p>処遇改善等加算において、職員が過去に勤務していた施設の勤務年数を通算するためには、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。</p>	<p>加算を受けようとする施設・事業者は、常勤職員に係る前歴(職歴)の証明に関する書類を所在地市町村に提出する仕組みを基本とする方向で検討しているため、あらかじめ職員が過去に勤務していた、勤務年数を通算可能な他の施設等の設置者から書類を入手しておく必要があります。また、公立施設に在職している期間については、辞令の写しで代えることも可能と考えられます。</p>	追加

【利用定員・認可定員】

NO	事項	問	答	備考
1	事業計画 (定員弾力化)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	自治体FAQ 事業計画 No1再掲
2	利用定員を上回る受け入れ	認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員を上回る受け入れを行うことは認められますか。	可能です。ただし、利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や、利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直していただく必要があります。	
3	定員超過の場合の施設型給付の取扱い	定員を超えて受け入れをしていますが、施設型給付費は支払われるのでしょうか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受け入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受け入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受け入れをしている場合(連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)には利用定員を見直す必要があります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。(なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、現在検討中。) ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。また、この場合の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、【利用定員・認可定員】No.4をご参照ください。	・公定価格 FAQ16再掲
4	私立幼稚園の定員超過の場合の取扱い	定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取り扱われるのですか。	認可定員を超過して受け入れを行っている施設については、都道府県と市町村で連携して、認可定員の増や受け入れ人数を減少させる等の対応により、認可定員の適正化に取り組んでいただくことが基本ですが、こうした改善措置をただちに講じることが困難な場合も想定されることを踏まえ、その取扱いについては、平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」においてお示したので、同資料をご確認ください。	

5	利用定員の設定方法	利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。	利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うことになります。その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めるとしており、当該実績を参考にさせていただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議が必要になります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。	
6	需要を上回る利用定員の設定	利用定員は認可定員と一致させることが基本とのことですが、認可定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数(供給量)が利用見込総数(需要)を上回る、すなわち供給過剰になっても問題ないのでしょうか。こうした場合は、供給量を減らす必要はありますか。	新制度に基づく事業計画においては、需要を満たす確保方策を定めていただく必要がありますが、需要に対し、供給量が不足している場合は、当該不足に対応した確保方策を具体的に定めていただく必要がありますが、供給が過剰な場合に需要に応じて供給量(利用定員)を減らすことを求めるものではありません。	
7	利用定員設定の際の手続き	確認対象施設・事業の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設・事業については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設・事業の利用定員については、あくまで個々の施設・事業の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいて差し支えありません。また、みなし確認対象施設・事業については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。	・自治体FAQ 【認可・確認】No10 再掲
8	利用定員の変更	定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。	客観的に実利用人員が減少しているなど、利用定員を引き下げることについての合理的な理由がある場合には、3月前に市町村長に届け出ることによって引き下げることが可能です。その際、実利用人員を考慮して定員設定を行う必要がありますが、また現に当該施設・事業において教育・保育の提供を受けていた児童に対して、定員減少後も引き続き教育・保育の提供がなされるよう、他の施設・事業者等との連絡調整等を図ることが義務づけられている点に留意が必要です。	
9	利用定員変更の際の手続き	確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。	確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、利用定員を増加させる場合は都道府県知事への協議が必要となり、減少させる場合には3月前までに市町村長に届け出ることが必要ですが、地方版子ども・子育て会議への意見を聴くことは義務付けられていません。	

10	減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 (例：認定こども園の施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)	認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。(2・3号は合計の定員) ※例の場合は、2号と3号の超過率が143%(2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用)となっており、これが2年間連続で120%以上の場合には2・3号の公定価格全体を減算(120%未満の児童も含め)することになります。(この場合は、1号の公定価格は、利用定員を超過しておらず、減算しません。)	修正 ・公定価格のQ84再掲 ・成26年5月26日子ども子育て会議参考資料2「公定価格の骨格について(詳細版)」の「定員を恒常的に超過する場合」の記載内容を修正。 ・120%「超」を「以上」、120%「以下」を「未満」に修正。
11	認定こども園における1号利用定員と2号利用定員の取扱い	認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないといけませんか。	保護者の就労状況が変化し、支給認定区分が変更となった場合でも、子どもが通う施設の変更はできる限り避けることが望ましいと考えています。 特に、認定こども園の場合、保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、利用定員に空きがある場合はもちろんのこと、利用定員に空きがない場合であっても、一定の範囲内であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いとすることにより、認定こども園の継続利用を可能とする方針です。	
12	最低利用定員	利用定員の最低数はどのような取扱いとなっていますか。	施設型給付・委託費の対象施設のうち、保育所、認定こども園については、地域型保育事業との区分を踏まえ、最低利用定員を20人以上としています。 地域型保育事業については、家庭的保育は1人以上、小規模保育は6人以上としています。	
13	利用定員の区分(年齢・保育必要量)	利用定員は、年齢別に設定する必要がありますか。また、保育標準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。	1号定員および2号定員については3～5歳、3号定員については0歳と1～2歳の区分により設定することを基本としていますが、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。 また、保育標準時間・短時間ごとの区分は設けずに設定することを基本としていますが、年齢区分と同様に、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。	

14	認可定員を超過している幼稚園の減算の考え方	認可定員を超過している私立幼稚園への対応について、平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料2の取扱い(A～C)以外の取扱いは認められないのでしょうか。これよりも厳しい減算措置や、逆に緩やかな減算措置は可能なのでしょうか。私立幼稚園は認可定員を遵守することが原則ですが、新制度でその取扱いは変わったのでしょうか。また、この取扱いは、私立保育所にも適用して良いのでしょうか。	今回、認可定員を超過した私立幼稚園への対応案を示したところですが、もとより国としての一定の標準的な考え方を示したいいわゆる参酌基準的なものであり、現在の私学助成の運用や他の私学助成に残る園に対する指導との関係や地域の事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱っていただいて構いません(平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」の3ページ参照)。 また本案の趣旨は、新制度の施設型給付費は法律上個人給付であり、市町村から法的に有効な確認を受けている限り、当該園に通園する子どもに対する給付は行わざるを得ない制度であることを前提として、これまでの私学助成における厳しい減額措置等との整合性を図る観点から設けた仕組みです。 したがって、私立幼稚園が認可定員を遵守することが原則であるとの考えは何ら変わるものではなく、今回の対応案を示したことで、認定定員を超過した受入れが一定の要件のもと認められ得るものと考えているものではなく、その旨、誤解のないよう、引き続き私学行政の適正な実施をお願いします。 なお、当該対応案は、「認可定員を超過している私立幼稚園への対応」を示すものであり、私立保育所については、原則通り、認可定員の範囲内での利用定員設定しかできず、また、利用定員を超えた受入れについては、認可基準を下回らないことを前提に、市町村がやむを得ないと判断する場合に可能です。	
15	定員を超過する申込みがあった場合の選考	幼稚園、認定こども園の1号認定子どもについて、利用定員を超過する申込みがあった場合の選考基準はどのようなものですか。また、選考基準はあらかじめ定めておく必要はありますか。	選考基準としては、抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考(書類、面接等の方法に制限はない。)のほか、例えば以下のような一定の場合に優先的に受け入れる選考も考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・在園児・卒園児の弟妹である場合 ・連携施設である地域型保育施設の卒園者である場合 ・当該法人が経営する保育所に在園していた場合 ・前年度の抽選で落選し補欠登録している場合 ・施設所在地市町村に在住する場合 ・保護者が卒園者である場合 <p style="text-align: right;">など</p> <p>選考に当たっては、あらかじめ選考基準を定めて保護者に明示した上で行う必要があります。 選考方法は運営規程にも定める必要がありますが、保護者に明示する際に運営規程の形式で示さなければならないものではなく、募集要項などで選考方法を示すことも可能です(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第6条4項及び第20条7号)。</p>	
16	既設認定こども園の利用定員の設定	既設認定こども園について、都道府県に届出をしている保育が必要な3歳未満の子どもの数、保育が必要な3歳以上の子どもの数、保育を必要としない3歳以上の子どもの数(認定こども園法第4条第1項第3号・第4号)と異なる利用定員を定めることは可能ですか。	既設認定こども園については、都道府県に届出をしている保育が必要な3歳未満の子どもの数、保育が必要な3歳以上の子どもの数、保育を必要としない3歳以上の子どもの数と、3号認定区分、2号認定区分、1号認定区分の利用定員をそれぞれ一致させなければならない訳ではありません。利用定員の設定に当たっては、設置者の意向を十分に考慮しつつ、実際の実利用人員の状況及び今後の利用の見込み等を踏まえて、市町村が適切にそれぞれの区分ごとの利用定員を定めてください。なお、それぞれの区分ごとの利用定員が都道府県に届出をしている数を超える場合には、原則として、認定こども園法第29条第1項(現行認定こども園法では第7条第1項)の変更の届出が必要です(軽微な変更として都道府県知事が定める範囲内の変更となる場合であって、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴わないときは不要です)。	追加

【利用者負担額】

NO	事項	問	答	備考
1	園児募集時の利用者負担額の取扱い	園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。	利用者負担額(保育料等)の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものですが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示したところであり、これを踏まえて、今年度の保育料等の水準を基本としつつ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、最終的な金額には多少の変更があり得ることを周知の上、募集を行っていただくこととなります。	
2	幼稚園の入園料等の取扱い	幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。	<p>入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。</p> <p>また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「特定負担額(上乗せ徴収)」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担(基本負担額)及び特定負担額(上乗せ徴収)とは重複のないように設定する必要があります。</p> <p>新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、</p> <p>①教育・保育の対価としての性質 ②入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質</p> <p>の大きく2つに分けられると考えます。(なお、入園の権利を保証するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保証しようとする新制度の趣旨を鑑みると適切でないと考えられます。)</p> <p>このうち①については、特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能であり、特定負担額の徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。</p> <p>特定負担額の徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ることにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。</p> <p>上記の②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や</p>	追記

			<p>返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。</p> <p>また、既入園者が既に納付している入園料等がある場合、新制度の下で徴収する負担額(基本負担額・特定負担額)とで重複することとなる分については、特定負担額として新たに徴収しない、又はその一部を返還・相殺する、基本負担額から減算する等の対応をとることが適当と考えられ、具体的な内容は各園で既入園の保護者との話し合いで決めることが必要と考えられます。ただし、就園奨励費の対象となっていた経費の一部を返還する対応とする場合には、国庫返納等の手続きが必要となる場合があります。</p> <p>こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適当と考えられます。</p> <p>なお、学則(園則)における保育料(基本負担額)、上乗せ徴収(特定負担額)や実費徴収の記載については、自治体向けFAQ【利用者負担額】(or事業者向けFAQ【利用者負担額に関すること】)をご参照ください。</p>	
3	幼稚園・幼保連携型認定こども園の学則(園則)の取扱い	幼稚園の学則(園則)や幼保連携型認定こども園の園則において、保育料(基本負担額)や上乗せ徴収(特定負担額)、実費徴収といった利用者負担はどのように記載すれば良いのでしょうか。	<p>保育料(基本負担額)及び上乗せ徴収(特定負担額)については、幼稚園については学則(園則)の記載事項を定めている学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第1項第7号に、幼保連携型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第16条第6号に該当するため、学則(園則)に記載する必要があります。その際、保育料(基本負担額)については、具体的な金額を記載する必要はなく、例えば、「保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額」といった記載ぶりとし、上乗せ徴収(特定負担額)については、これまでの各種納付金と同様に、具体的な金額・費目と月額・年額・入園時等の別を記載することが考えられます(例:施設整備費(年額)〇〇〇円、研修充実費(年額) 〇〇〇円)。実費徴収については、学則(園則)に記載する必要はありません(各園の判断により、記載することも可能です)。</p> <p>なお、経過措置により、上位の階層区分について、園児が居住する市町村が定める額よりも低い保育料を設定する場合には、「保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額(〇〇〇円以上の階層区分に該当する場合は〇〇〇円)」というように、上限となる額を明記してください。</p>	追加(自治体向けFAQ「利用者負担額」問2を分割したもの)

4	上乗せ徴収、実費徴収	上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくことになります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食料費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>	
5	私立幼稚園の経過措置	私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。	<p>市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園(認定こども園を含む。以下同じ。)については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。</p> <p>私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていることを踏まえ、現在適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認め、施設型給付費の減額は行わないとするものです。この措置は、市町村がその公費により国基準額より低減する場合には、その低減した額よりも更に低い額とすることを認めるものであり、市町村などが公費によりその差額を補填することを前提としているものではありません。</p>	
6	公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ	<p>公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しませんが、条例で定めることは必要ですか。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要ですか。また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのでしょうか。</p> <p>また、公立施設の利用者負担額の規定方法としては、公の施設の使用料として設定することとされていますが、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、具体的にはどのように規定すれば良いのでしょうか。</p>	<p>公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当するため、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理されます。また、公の施設の使用料に徴収根拠を定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められます。</p> <p>公立施設の利用者負担額の規定方法としては、法体系上は公定価格の額を基に使用料として定め、その弁済に、給付費の法定代理受領及び保護者負担を充てることが整合的です。</p> <p>一方で、介護保険制度や障害者福祉サービス等における使用料条例の状況を見ると、実際の利用者負担額を使用料として定めている例もあるので、最終的には、市町村の考え方により決めてください。</p>	追記

7	広域利用	広域利用する場合の利用者負担額について、保護者の居住地の市町村外の施設を利用する場合の利用者負担額は、当該保護者の居住地の市町村が定める額になると理解してよいでしょうか。(公立保育所については利用者施設(=市町村)との直接契約になるため、例えばA市の子どもa子がB市公立保育所に通う場合は、B市が、A市が定める利用者負担額をa子から徴収するということでよろしいでしょうか。)	お見込みのとおり、広域利用の場合であっても、利用者負担額は保護者の居住地の市町村が定める利用者負担額になります。(例のケースでは、お見込みのとおり、B市(施設)が、A市が定める利用者負担額をa子の保護者から徴収することになります。)	
8	広域利用	私立幼稚園のないA市の子どもが、B市の私立幼稚園を利用した場合の利用者負担額はどうか。	広域利用の場合においても、あくまで給付の実施主体となるのは、利用者が居住する市町村になります。 したがって、ご質問の事例でいえば、A市が給付の実施主体となり、その場合の利用者負担額もA市が定める額となります。	
9	利用者負担	利用者負担には、どのような費用が含まれているのでしょうか。	利用者負担額は公定価格の一部を成すものであり、公定価格を構成する教育・保育を提供するに当たって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくものです。なお、2号認定子どもと3号認定子どもの利用者負担額には給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。	
10	2号認定に切り替わった満3歳児の保育料	利用者負担額は認定区分ごとに設定されていますが、満3歳に到達したことにより、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる子どもの利用者負担額は、2号の利用者負担額に切り替わるのでしょうか。	満3歳児に係る公定価格は、満3歳に到達した年度中は、2歳児の公定価格と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、3号と同額を適用します。	
11	多子軽減	現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは新制度ではどうなりますか。	多子軽減の取扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講じることとしています。 具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。 また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。	
12	多子軽減のカウントの仕方	保育料の多子軽減について、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合はどのようにカウントするのでしょうか。また、認定こども園を利用する場合、上の子は1号認定を受けて利用し、下の子は3号認定を受けて利用する場合はどうなるのでしょうか。	多子軽減のカウントについては、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合であれ、支給認定区分が異なる場合であれ、1号認定子どもの利用者負担については小3以下の範囲で第何子かをカウントし、2号・3号認定子どもの利用者負担については就学前の範囲で第何子かをカウントすることになります。 したがって、例えば、第1子が小1、第2子が小2、第3子が幼稚園の年長、第4子が保育所の2歳児だとした場合、第3子は小3以下の範囲で数えて第2子になるので半額、第4子は就学前以下で数えて第2子になるので半額になります。 また、例えば、第1子が小2、第2子が認定こども園の1号利用、第3子が認定こども園の3号利用の場合、第2子は小3以下で数えて第2子になるので半額、第3子は就学前以下の範囲で数えて第2子になるので半額になります。	追加

13	入退所による日割り計算方法	月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園(又はその逆)など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。	月途中で入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は20日、保育認定は25日を基本として日割り計算することになっています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することになります。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (教育標準時間認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(20日を超える場合は20日)÷20日 (保育認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(25日を超える場合は25日)÷25日 ※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設(事業所)においては20日
14	保育料の特別徴収	市町村が契約の主体となる公立保育園及び私立保育園の保育料は、現行と同様に児童手当から特別徴収することができますか。	私立保育所は子ども・子育て支援法施行令による読み替えに基づき、従来通り、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。 公立保育所は滞納があり代行徴収の対象になる場合、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。
15	徴収事務	市町村民税の税率が異なる自治体も一部ありますが、その場合であっても標準税率で再計算する方法ではなく、課税されている金額で利用者負担額を決定するということになるのでしょうか。	実際に保護者が課税されている市町村民税所得割額をもとに、利用者負担額を決定することになります。
16	階層区分	利用者負担の階層区分は現行の利用者負担の水準を基本にしているとのことですが、新制度の階層区分の設定にあたり、どのような世帯を想定しているのでしょうか。	夫・妻・子2人(廃止前の年少扶養控除の対象)という世帯を想定しています。 ※教育標準時間認定は、妻は専業主婦を想定(所得がゼロ) ※保育認定は、妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入)
17	階層区分	保育所においては、国通知(「保育所の費用徴収制度の取扱いについて(平成7年3月31日付児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)」)により、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は階層区分の変更を行って差し支えないとされていますが、新制度においてもこの例外措置は適用されるのでしょうか。また、保育所以外の施設・事業について、同様の場合は階層区分の変更を行っても差し支えないのでしょうか。	全ての施設・事業について、現行の保育所における取り扱いと同様、負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は、直近の年収等を基に階層区分の変更を可能とする予定であり、それらを含めた運用面の詳細は別途整理してお示しします。 なお、現在の幼稚園就園奨励費補助事業においても、家計の急変を市町村が認めた場合、階層区分の変更が可能となっています。

18	階層区分	利用者負担の所得階層区分に用いる税額について、現行制度において行っている年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算する取扱いはどうなりますか。	利用者負担額の算定にあたっては、市町村の事務負担等に考慮し、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算する方法や簡便な再計算を行うのではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割額を設定しています。 ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算した上で新制度の利用者負担階層区分の決定を可能とする経過措置を設けることができます。	追記
19	階層区分	利用者負担の階層区分の決定について、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取扱いを原則としつつ、市町村の判断により経過措置を設けることも可能とのことですが、経過措置を適用した場合、給付費に係る国との精算は、経過措置適用により算定される給付費が基準となると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおり、給付額は、経過措置適用後の階層区分に基づく利用者負担額(国基準額)に基づき、精算することとなります。	追加
20	階層区分	「利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行う」とありますが、現行、保育所の保育料は、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない取り扱いとしています。新制度においては、これらの税額控除額をどのように扱うのでしょうか。	税額控除(調整控除を除く)は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、利用者負担額の算定上反映させないこととします。	
21	階層区分	市町村民税額を基に階層区分を設定するという全体方針にも関わらず、2号認定、3号認定の利用者負担の所得階層区分の第3階層が「市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)」となっているのはなぜですか。	保育認定の第3階層については、これまでの保育所における取り扱いを踏襲し設定したところですが、所得税非課税であることを別途推算する必要があり、また、年少扶養控除に係る取り扱いを変更したことにより利用者負担額が現行制度と比較して変動する世帯が多く発生する可能性もあることから、モデル世帯における推計年収を基に、改正前後で極力中立的なものになるよう「市町村民税所得割額」に置き替えます。 具体的には、第3階層の区分について「市町村民税課税かつ所得税非課税となる世帯」から「市町村民税所得割額48,600円未満」とします。	
22	利用者負担の切り替え時期	利用者負担の切り替え時期はいつになりますか。	利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とします(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する)。	

23	公定価格との関係	公定価格の水準は、27～29年度は各年度において変わり得るとのことですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わるのですか。	利用者負担額については、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過程を経て決定されることとなりますが、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者負担額の水準を変更させることは考えていません。
24	給食費の徴収方法	1号認定の子どもに係る給食費はどのように徴収すれば良いでしょうか。	1号認定子どもの公定価格には給食材料費が含まれておらず、給食材料費は実費徴収として徴収することが基本となります。また、人件費の不足分は特定負担額(上乗せ徴収)として徴収することが可能です。実際に費用徴収を行う際には、対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収することも可能です。 なお、市町村が定める利用者負担額とは別に、実費徴収等を徴収するか否かは施設の判断であり、給食に係る費用や特定負担額の費用徴収を行わないことも可能です。
25	私立施設の徴収根拠・位置づけ	私立施設の利用者負担の徴収根拠は何で規定されているのでしょうか。また、私立施設の利用者負担額は、規則で定めることは可能ですか。	私立保育所の利用者負担の徴収根拠は、子ども・子育て支援法附則第6条4項に規定があり、それ以外の私立施設については、施設と保護者との直接契約になるため法で特段の規定はしていません。 また、私立施設の利用者負担額については、第27条3項の規定により、政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定めることとなっており、規則で定めることも可能です。
26	時効	現行制度の保育料の時効は5年ですが、時効の考え方については、子ども・子育て支援法第78条により、子どものための教育・保育給付を受ける権利、拠出金、徴収金を徴収する権利の時効は2年とあります。新制度の公立施設の保育料の時効は何年になりますか。また、私立施設の保育料の時効は何年になりますか。また、その根拠は何処になりますか。	公立施設の利用者負担については、地方自治法第225条及び第228条に基づき条例で使用料として徴収根拠を定めていただくことから、地方自治法第236条に基づき時効は5年間となります。 また、私立保育所に関しては、子ども・子育て支援法附則第6条4項の規定により、市町村長が徴収をすることから、上記と同様に時効は5年間となります。私立保育所以外の私立施設については、私債権として時効は2年間となります。 なお、子ども・子育て支援法第78条に規定する徴収金を徴収する権利に、利用者負担を徴収する権利は含まれていません。
27	特例給付の利用者負担額	2号認定子どもが幼稚園に入り、特例給付を受ける場合の利用者負担額はどのようになるのでしょうか。	利用者負担、公定価格ともに、1号認定子どもに係る額と同額となります。

28	入園料	入園料は、上乗せ徴収として月々の徴収でも、一度の徴収でも良いとされていますが、これまで入園時に一括徴収していた幼稚園が施設型給付に移行した場合、入ってきた年度によって、既に払っている子と月々徴収する子と、同一園で入った年度で徴収方法を変えても良いのでしょうか。	既に入園した子どもについて徴収済みの納付金は、新制度に基づく規制の対象となるものではなく、施設と保護者との民民契約に基づくものであり、両者の間で相談・協議のうえ、その取扱いを決めることが適当と考えられます。 新制度に移行して以後徴収する納付金については、既に入園している園児も含めて、同じルールや金額で徴収することが基本と考えますが、保護者の同意が得られることを前提に、合理的な説明がつけば、園児により額を変えることもあり得ると考えます。また、既に一括で徴収している子については改めての上乗せ徴収の負担は不要とする運用や、一旦清算した上で、徴収し直す方法もあると考えられます。最終的には施設と保護者との民民契約であり、確認基準に違反しない範囲内で、各幼稚園が判断することとなります。
29	利用者負担額の減免	現行制度で行われている、ひとり親世帯等への保育料の軽減・減免については、新制度でも継続するのでしょうか。その場合、保育所以外の施設を利用した場合の利用者負担額も減免するのでしょうか。また、幼稚園での減免はありますか。	現在、保育所運営費において行われているひとり親世帯等への軽減措置については、新制度においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施することとしています。 ※平成26年7月31日子ども・子育て会議資料参照。
30	延長保育の利用料	延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。	延長保育事業の詳細について、現在検討中ですが、基本的には現行の延長保育事業の考え方を引き続き踏襲していくことを想定しており、利用料の取り扱いについても現行と同様に各市町村又は施設・事業所において定めることとなります。
31	入園受入準備費	「入園受入準備費」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。	入園受入準備費とは、内定から入園までの準備などの費用を想定しています。例えば、入学手続き関係の書類や、学級名簿等の書類作成、各種教材等の準備、入学辞退者が出た場合の再募集・手続き等に係る経費などを想定しています。
32	入園に係る事務手続き手数料	入園に係る事務手続きに要する費用の徴収については、1号認定に関してのみ認められるのでしょうか。利用者にとっての分かりやすさ、説明のしやすさという観点から、2号・3号認定の手続きについても、事前に利用者からの同意を得た上で、費用の徴収することは認められますか。	市町村が利用調整を行う保育認定(2号・3号)の子どもについては、入園に係る事務手続きに要する費用について、実費徴収をすることは想定していません。

33	上乗せ徴収を行う場合の手続き	上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。	特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。他方、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。	
34	上乗せ徴収、実費徴収の水準	上乗せ徴収や実費徴収で保護者に支払いを求められることができる金額の上限はありますか。	具体的な上限額の基準はなく、上乗せ徴収は教育・保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用について、施設の判断で、用途の説明や(文書による)同意といった適正な手続きを経た上で、保護者に支払いを求められます。	
35	特定負担額や実費徴収に係る領収書	施設・事業者が特定負担額(上乗せ徴収)や実費徴収の支払いを受けた場合の領収書は紙で用意する必要がありますでしょうか。	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第13条第5項により、領収書の交付が必要ですが、銀行等での振込による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書、保護者の指定した口座からの引き落としにより支払いを受けることとしている場合は通帳の記載等をもって領収書に代えることも可能と考えられます。あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められます。	追加
36	通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。	公定価格 FAQ87再掲
37	利用者負担算定の根拠	利用者負担算定の根拠となる市町村民税額は誰の所得を見ていくこととなるのでしょうか。例えば両親に課税がある場合、両方の金額を合算していくのか、両親の他に同居親族である祖父母に収入がある場合、祖父母の課税額もみていくことになるのでしょうか。	現行の保育所運営費や幼稚園就園奨励費における取り扱いを踏襲することを予定しており、基本的には父母それぞれの課税額の合計で階層判定を行います。父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の保護者(家計の主宰者)の課税額を含めて階層認定を行うこととなります。	
38	利用者負担の切り替え時期	利用者負担の切り替え時期が毎年9月とされていますが、各市町村の判断によりこれとは異なる時期に切り替える運用は認められますか。	利用者負担額は、施設型給付及び地域型保育給付に係る国と地方の費用負担の精算の基準になるものであることから、全国統一で運用することを想定しています。	

39	私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定に関する経過措置	私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置においては、第4・第5階層のみならず、第2・第3階層についても、市町村が定める利用者負担額よりも低額な利用者負担額を設定することは可能ですか。	私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置の適用を受ける園における具体的な利用者負担額については、現在の保育料等の水準を勘案して各施設が定めることとしており、ご指摘のような設定も可能と考えます。 ただし、私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定は、あくまでも経過措置であり、施行後5年で見直しを行うこととしており、施行後5年経過時点で市町村の定める基本負担額に合わせるよう努めることが基本となることに十分留意した運用としていただくことが必要と考えます。
40	市町村が低い利用者負担額を設定した場合の園収入	市町村が国基準よりも低い利用者負担額を定めた場合、幼稚園は、収入が減少するのでしょうか。なんらかの補てんはあるのでしょうか。	市町村が国基準よりも低い利用者負担額を定めた場合、国基準額と市町村が定めた利用者負担額との差額は市町村が負担することになりますので、幼稚園が市町村から支払われる施設型給付と、幼稚園が保護者から徴収する利用者負担額の総合計額が減少することはありません。
41	利用者負担額の上限	1号認定の場合でも、特に大規模園など、利用者負担額が公定価格を上回る可能性があると思われれます。仮に利用者負担額の上限を給付単価限度にするとしても、公定価格の中には、3月にしかつかない加算もあり、毎月利用者負担額の上限が変わるという運用はできないと考えます。	利用者負担の給付単価限度は、現行の保育所運営費負担金における運用を踏まえ、検討中です(現行の保育所における取扱いは、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(平成25年5月15日改正 厚生事務次官通知)を参照)。なお、1号子どもの利用者負担の給付単価限度の対象となる月額単価は、地方単独費用部分も含めた、国基準に基づき算定された公定価格全体とすることを想定しています。
42	公立施設の広域利用の場合の利用者負担額の定め	公立施設を広域利用する場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額になるとのことですが、公立施設を他市町村の住民に利用させる場合、当該利用に係る利用者負担額は、施設所在の市町村において、議会の議決を経て定める必要はないのでしょうか。	公立施設の広域利用も含め、子ども・子育て支援新制度における利用者負担は保護者の居住地の市町村が定める仕組みであり(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号及び第28条第2項)、広域利用する住民に係る利用者負担額を施設所在市町村の条例で定める必要はありません。
43	消費税の取扱い	子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園における給食代やスクールバス代に係る消費税は非課税になるのでしょうか。	「施設型給付費等の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等」として非課税となります。
44	利用者負担の強制徴収	公立保育所の保育料の徴収根拠が条例になることにより、今後は、強制徴収ができなくなるのでしょうか。	保育所(保育所型認定こども園を含む)及び幼保連携型認定こども園の保育料については、一定の要件に該当する場合、児童福祉法第56条第11項の規定に基づき、公立施設を含め、強制徴収を行うことが可能です。なお、公立幼稚園の保育料については、強制徴収を行うことはできません。

45	利用者負担額と幼児教育無償化との関係	<p>幼児教育無償化を検討との報道もありますが、今後、5月に国から示された利用者負担額が下がる可能性はあるのでしょうか。また、その方針はいつ頃決まるのでしょうか。</p>	<p>幼児教育無償化については、昨年6月に「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(以下「政府・与党会議」という。)において、「環境整備と財源確保を図りつつ、段階的に取り組む」旨の基本方向が取りまとめられ、この基本方向を踏まえ、本年7月、「政府・与党会議」において、「平成27年度においても、段階的に無償化に向けた取り組みを進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする」旨の取りまとめが行われたところです。</p> <p>したがって、その具体的内容は今後の予算編成過程において検討することとなりますが、その取り組み内容によっては、新制度における利用者負担額を一部見直す必要が生じる可能性も考えられます。その内容の検討にあたっては、自治体の皆さまの事務などに与え得る影響に十分留意してまいります。</p>	
----	--------------------	---	--	--

【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】

NO	事項	問	答	備考
1	新制度の位置づけ	公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はありますか。	市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。 市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。 なお、消費税収等による質の改善に伴う所要額に係る地方財政措置への反映については、公立施設は基本的にすべて新制度に入ることを前提として設定する方向で関係省庁と相談していきます。また、こうした考え方は公立保育所についても同様です。	
2	施設型給付	公立幼稚園や公立保育所を設置する市町村は、公立幼稚園や公立保育所に係る施設型給付の額を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。	公立幼稚園や公立保育所の施設型給付額については、最終的には、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村が定めることとなりますが、国の公定価格の基準、各施設での現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。 なお、新制度における公立施設の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」に伴う所要額や、財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。	
3	3年保育	現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。	公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設としてみなされるため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となります。新制度への移行に伴い、3年保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応を含め、その確保方を市町村として定めていただく必要があります。	
4	就園奨励費の取扱い	公立幼稚園に対する就園奨励費補助金はどうなるのですか。	公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、公立幼稚園の保護者の負担軽減のために市町村が行う幼稚園就園奨励費補助事業に対する国の補助は廃止する予定です。	
5	一時預かり	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり(幼稚園型)の対象となりますか。	実施要件を満たすことにより対象となります。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定です。	【幼稚園型一時預かり・預かり保育】 No. 3再掲

6	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額(階層区分)	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額は、どのように設定すれば良いですか。	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額については、現行の徴収額、公立施設の役割、意義、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性等を考慮の上、最終的には市町村が判断すべきものです。設定に当たり、必ずしも国が定める所得階層区分ごとの区分とする必要はありませんが、国が定める上限は公私共通の基準となるため、それぞれの階層区分ごとに、国の定める基準の範囲内で設定されていることが必要になります。	
7	広域利用に係る条例制定	公立施設を他市町村の住民に利用させようとする場合に、設置条例の改正の必要はありますか。	公立施設の設置条例等において、当該施設の利用対象者を住民に限ることとする規定を定めている場合には、他の市町村の住民の利用を可能とするためには、当該規定の改正が必要です。 なお、このような規定を定めておらず、当該公立施設が、自己の住民に限定せず他の市町村の住民にも利用させることを想定して本来の目的として設置されたものである場合は、個々の利用に当たって、地方自治法第244条の3第2項に基づく市区町村間の協議は必要ないと考えられます。	
8	公立施設の広域利用の場合の利用者負担額の定め	公立施設を広域利用する場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額になるとのことですが、公立施設を他市町村の住民に利用させる場合、当該利用に係る利用者負担額は、施設所在の市町村において、議会の議決を経て定める必要はないのでしょうか。	公立施設の広域利用も含め、子ども・子育て支援新制度における利用者負担は保護者の居住地の市町村が定める仕組みであり(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号及び第28条第2項)、広域利用する住民に係る利用者負担額を施設所在市町村の条例で定める必要はありません。	【利用者負担額】 No.39再掲
9	延長保育の保育料	公立保育所で延長保育事業を実施する場合についても条例で利用者負担の徴収根拠を定める必要がありますか。	公の施設の使用料徴収について、条例の根拠が必要とする地方自治法の解釈の問題となります。公立保育所と異なり、延長保育事業については、今回の制度改正で法的位置付けは変わっていないので、既に各自治体において整理済みの問題と考えます。	
10	公立幼保連携型認定こども園に係る事務への教育委員会の関与	都道府県の教育委員会は、これまで公立幼稚園の設置廃止等の届出に係る事務を所管していましたが、公立幼保連携型認定こども園に係る事務には、何らの関与もしなくてよいのでしょうか。	市町村立幼保連携型認定こども園の設置・廃止等は、都道府県教育委員会ではなく、都道府県知事に届け出ることとなっています。なお、各都道府県の判断により、地方自治法の規定に基づき、首長部局の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任又は補助執行させることも可能です。 また、整備法により改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、公立の幼保連携型認定こども園に関する事務は、教育委員会ではなく、首長部局の所管とされています。ただし、幼保連携型認定こども園を設置する市町村においては、教育課程に関する基本的事項の策定や職員の人事など、教育委員会の事務と密接な関連を有するものとして市町村の規則で定める事務を実施するに当たっては、教育委員会の意見を聴かなければならないなど、一定の関与が義務付けられています。また、首長部局からも、公立・私立問わず、幼保連携型認定こども園に関する事務について、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について、助言・援助を求めることが出来ることとされています。	

11	公立幼保連携型認定こども園における保育教諭	改正認定こども園法第14条においては、「幼保連携型認定こども園には…保育教諭を置かなければならない」と規定されていますが、この規定を踏まえ、幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体においては、どのような対応が必要となりますか。	改正認定こども園法第14条の規定の趣旨は、公立の幼保連携型認定こども園には、保育教諭という職を配置しなければならないとするものであり、保育教諭としての任命を受けずに、事実上、保育教諭が行うべき業務を行う者を配置したことをもって、この規定の趣旨を満たすことにはなりません。 このため、幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体においては、保育教諭を任命するために必要と判断される措置(例:当該地方公共団体における職員の職務又は処遇等について定める条例又は規則等において、保育教諭に関する規定を整備すること等)を行った上で、保育教諭となるための要件を満たす者を保育教諭に任命することが必要です。	
12	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭の研修計画	保育教諭に対する教育公務員特例法に基づく新規採用者研修及び10年経験者研修については誰が実施主体になるのですか。その内容や方法については、国が方針やモデル等を示す予定はあるのですか。また、今まで保育士として勤務していた職員が新たに保育教諭となった場合、新規採用者研修を受ける必要はあるのですか。	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対しては、都道府県知事又は政令指定都市の長が、新規採用教員研修及び10年経験者研修を実施することとされています。しかしながら、従来、公立幼稚園の教諭に対する研修は教育委員会が実施しており、教育委員会は、教諭に対する研修の実施に当たっての専門的知見を有していると考えられることから、都道府県知事又は政令指定都市の長が保育教諭に対する研修を実施するに当たっては、教育委員会との連携・協力を十分に図ることが望ましいと考えます。なお、各都道府県の判断により、首長部局の事務の全部又は一部を、教育委員会に委任・補助執行することも可能です。 新規採用者研修は、教育公務員特例法において、採用した日から起算して1年に満たない者に対して行うこととされていますが、ここでいう採用とは、教員でない者が教員となることを指すものであることから、保育所などの児童福祉施設における保育士としての勤務経験があっても、新たに保育教諭となった場合には、「採用」に当たることとなり、研修の対象となります。また、5年間の経過措置として保育士の資格のみ有する保育教諭についても対象となります。さらに、現在の保育教諭としての担当が3歳未満児であっても、該当者は研修の対象となります。ただし、研修の実施者において、保育士としての勤務経験を有する者については、その点を考慮した研修の内容・方法が望ましいと考えます。また、当該研修により、園の運営や子どもの教育・保育に支障が出ることをないよう配慮すべきと考えます。 保育教諭に対する研修の内容等については、幼稚園教諭に対する研修と同様、実施者において、ご判断いただくこととなりますが、文部科学省においては、これらの企画・立案の参考となるような、研修に関する情報の一元的提供を随時ホームページにて行うとともに、今後、保育教諭の研修カリキュラムの在り方について、検討してまいります。	
13	公立施設の公定価格の定め方	私立の幼稚園・保育所・認定こども園の施設型給付については、国が示す公定価格に基づくこととなっていますが、公立施設の施設型給付は何を基準として定めればよいのでしょうか。	内閣総理大臣が定める基準としての公立施設に係る公定価格については「市町村が定める額」とする旨を規定する予定としています。 その上で「市町村が定める額」の設定に当たっては、「地方財政措置の水準(給付費相当)＋国基準の利用者負担額の単価」を用いて設定することが考えられます。 ※「地方財政措置の水準(給付費相当)」及び「国基準の利用者負担額の単価」は、予算の政府案決定後、国においてお示しする予定です。 なお、市町村が実施する地域型保育事業に係る公定価格については、民間事業者と同様に内閣総理大臣が定める公定価格によることとなります。	追加

14	公立施設の予算計上	公立施設の予算について、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、どのような予算計上の方法をとれば良いでしょうか。	<p>新制度における公立施設に係る市町村の予算の計上に当たっては、現行同様、①公立施設の職員の人件費・管理費・事業費を歳出予算に計上することに加えて、②個人に対する給付費を歳出予算に計上することが法体系上は整合的です。</p> <p>その場合、各々に対応する歳入(財源)は、</p> <p>①については、全体を使用料(調定＝債権化が必要)として計上するものの、個人給付相当額は法定代理受領として収入し、利用者負担相当額は国で定める額を限度として市町村が定める額を保護者から納付を受けることとなります(市町村の判断で利用者負担額のみを使用料とすることも可能)。</p> <p>②については、地方財政措置の水準として制度的に保障する額の一般財源を充当することになります。</p> <p>上記のとおり、市町村の予算には、給付費に係る歳出・歳入予算と、実際の公立施設の職員の人件費等を賄うための歳出・歳入予算が計上されることとなりますが、これらは目的が異なるものであり、予算の二重計上には当たりません。</p>	追加
15	公立施設の予算計上(標準的な水準を超える教育・保育を行う場合)	公立施設において、標準的な地方財政措置の水準では賄われない教育・保育を行う場合、その予算については、どのように対応すればよいでしょうか。	<p>子ども・子育て支援法に基づく施設型給付については、基本的には同一の教育・保育に対して同一の給付を行う必要があるという考え方の下、公立施設の施設型給付費相当分について、制度として保障する標準的な地方財政措置の水準を示すこととしています。これを踏まえ、各市町村が公立施設の施設型給付費の額を定めるにあたっては、地方財政措置の水準を勘案して定める額を基本とすることを想定しています。</p> <p>よって、公立施設において、標準的な地方財政措置の水準を超える教育・保育を行う場合など標準的な給付費で賄われない部分については、使用料による歳入計上とは別途、保護者からの実費徴収や上乘せ徴収又は各市町村の自主財源により賄うことを想定しています。</p>	追加

【認定こども園】

NO	事項	問	答	備考
1	保育教諭	幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。	3歳未満の子どもの保育を担当する者も保育教諭となります。したがって、原則として、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両者が必要となります。	
2	保育教諭 (幼稚園教諭の免許更新)	幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。	旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)を所持している者で、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を超過し、さらにその後に更新講習修了確認を受けていない者についても、認定こども園法の施行の日から5年間(経過措置期間)については、保育教諭となることができます。ただし、その場合には、経過措置期間が終了するまでの間に、更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。(認定こども園法附則第5条第3項) なお、幼稚園教諭免許状を保有している保育士で、児童福祉法第39条1項に規定する保育所等に勤務する者は免許状更新講習を受講することができます。(免許状更新講習規則第9条第2項第2号)	
3	幼保連携型認定こども園の園長資格	幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。	単に幼稚園教諭の二種免許状を有しているだけでなく、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者など、幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、認定こども園法施行規則第12条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めた者については、園長となることが可能です。	
4	子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業の関係	認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますか、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。	認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業です。「週3日以上・1日5時間以上の開所」「専任職員2名以上配置」などの事業要件を満たせば、認定こども園でも、地域子育て支援拠点事業を受託することができます。現に、平成25年度には、拠点事業のうち140か所は、認定こども園を実施場所としています。(平成26年6月末時点の集計状況) 地域子育て支援拠点事業は、現在約6,000か所ですが、消費税財源を投入し、将来的には中学校区に1か所(全国で10,000か所)を目標として、整備を進めることとしています。市町村におかれては、現在地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、同事業の委託をやめるようなことが決して無いよう、強くお願いいたします。	
5	幼保連携型認定こども園になる際の分園の取扱い	遠隔地に分園を持っている法人が幼保連携認定こども園になる際の分園の取扱いはどうなりますか。	保育所における分園の設置認可にあたっては、本園・分園それぞれで基準を満たすことを基本としつつ、嘱託医や調理員に係る特例を設けていますが、それらの取扱いを踏まえて今後整理してお示します。	
6	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成(一般補助)や保育所運営費を継続する予定はありません。	

7	幼保連携型認定こども園の土曜日開園義務	幼保連携型認定こども園になった場合、原則として11時間開園、土曜日開園することが必要とのことですが、土曜日必ず11時間開園しなければならないのでしょうか。	土曜日も11時間開園することが基本ですが、地域の実情に応じ、特に、11時間開所の希望がなければ、開所時間について弾力的に対応して差し支えありません。ただし、11時間開所のニーズが存在する場合には、適切に対応する必要があります。	
8	評議員会の設置	認定こども園のみを設置する社会福祉法人について、評議員会を設置する必要がありますか。	ご質問の点については検討中です。なお、社会福祉法人のガバナンスの問題については、現在、社会保障審議会の中で議論されているところであり、その議論の方向性も踏まえる必要があります。	
9	3号定員を設定しない認定こども園における食事の提供	認定こども園で3号定員を設定せず、満3歳に達した1号子ども・2号子どもを年度途中で随時受け入れる場合、外部搬入により食事を提供し独立の調理室を設けないことは可能ですか。	3号定員を設定せず、1号・2号定員のみを設定する場合、施設の判断により、満3歳に達した子どもを年度途中に入園させることが可能であり、満3歳以上の2号子どもの食事を外部搬入による場合には、必要な調理設備を有すれば調理室は不要です。なお、3号定員を設定して年度当初から2歳児を受け入れる認定こども園は、調理室での自園調理が必要となります。この場合でも、幼保連携認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)です。	
10	園児要録の作成	新幼保連携型認定こども園については、園児の園児要録(仮称)の作成・保存が義務付けられていますが、0～2歳児についても園児要録への記載が必要となるのでしょうか。現行どおり児童票を作成することになるのでしょうか。	現在検討中であり、追って様式等をお示しする予定です。	
11	保育認定の対象とならない3歳未満児の受け入れ	これまで保育を必要としない3歳未満児について認可外部分で受け入れを行っていた認定こども園が、新制度移行後も認可外保育施設の最低基準の範囲内で施設型給付とは会計を切り分けることで、引き続き受け入れることは差し支えないのでしょうか。	幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設及び地方裁量型認定こども園において、満3歳未満の保育が必要な子ども以外の満3歳未満の子どものことについて、日極め、特定の曜日等に受け入れることについては、新制度の施行後においても可能です。また、認定こども園とは別に認可外保育施設を併設することは可能ですが、保育室や教室の併用や職員の併任は認められず、それぞれの基準を満たすことが必要となります。いずれの場合も、認定対象外の子どもの受け入れですので、施設型給付の対象にはなりません。実施状況に応じて一時預かり事業等の支援を受けることが可能です。	
12	処遇改善等加算の対象となる職員	処遇改善等加算について、現行の保育士等処遇改善臨時特例事業では法人の役員である所長は対象外になっていますが、学校法人が設置する認定こども園の園長の取扱いはどうなりますか。	処遇改善等加算においては、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数等を基に算定することにしてはいますが、この平均勤続年数の算定にあたっては、園長の勤続年数も含まれます。なお、処遇改善等加算については、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みを導入することを予定していますが、質の改善項目として実施する部分(0.7兆円の範囲では平均+3%)については、現在、実施されている保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等を求め、確実に賃金改善に充てることを要件とする方向です。この「賃金改善」の対象となる職員については、現行の保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、法人の役員ではない、園長及び職員とする方向です。	修正
13	認定返上	安心こども基金による認定こども園整備事業等の国庫補助を受けて整備した認定こども園について、認定こども園としての認定を返上し、幼稚園と保育所に分けて運営することとした場合、補助金の返還を求められることとなりますか。	認定こども園として運営しない場合は、原則として、補助額の返還を命ずることとされています。しかしながら、認定こども園整備事業等の国庫補助を受けて設置した施設について、後発的事情により幼稚園や保育所に転用して使用継続する場合には、所管省庁に個別にご協議いただいた上で、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能と考えています。	

14	認定返上の場合の 財産処分の取扱い ①	認定こども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金(保育所緊急整備事業)により整備した幼保連携型認定こども園の保育所部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。 同様に、安心こども基金(認定こども園整備事業)により整備した幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。	認定こども園として運営していた学校法人が、今後、認定こども園の認定を受けずに認可幼稚園と認可保育所等でそれぞれ運営することとした場合には、原則として、国庫納付に関する条件を付して財産処分手続き(転用)を行うこととなります。 ただし、認可保育所等に転用して使用継続する場合であって、認定こども園の認定を行った都道府県等と協議した結果、次に掲げる内容を遵守するものと判断される場合については、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能とします。 ①認定こども園を構成する保育所部分又は保育所機能部分については、認可保育所等に転用し、使用継続することが確実に見込まれること。なお、認可保育所等への転用手続を行った場合でも、当初の補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことはできないこと。 ②転用後の認可保育所等の運営に当たっては、従前認定こども園を構成していた幼稚園と緊密な連携協力関係を構築し、3歳以上の入所児童に対して学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育の実施に努めること。 ③認定こども園としての認定を辞退し、認可幼稚園及び認可保育所等として運営するに当たっては、当該趣旨を利用者・地域住民に対して周知し、理解を求めるよう努めるなど円滑な移行に向けた措置を講じること。	
15	認定返上の場合の 財産処分の取扱い ②	認定こども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認定こども園が認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金(認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業)により整備した幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。同様に、安心こども基金(認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業)により整備した保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。	認定こども園として運営していた社会福祉法人が、今後、認定こども園の認定を受けずに認可幼稚園と認可保育所等でそれぞれ運営することとした場合には、原則として、国庫納付に関する条件を付して財産処分手続き(転用)を行うこととなります。ただし、認可幼稚園に転用して使用継続する場合であって、認定こども園の認定を行った都道府県等と協議した結果、次に掲げる内容を遵守するものと判断される場合については、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能とします。 ①認定こども園を構成する幼稚園部分又は幼稚園機能部分については、認可幼稚園に転用し、使用継続することが確実に見込まれること。なお、認可幼稚園への転用手続を行った場合でも、当初の補助事業完了時から起算して文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことはできないこと。 ②転用後の認可幼稚園の運営に当たっては、従前認定こども園を構成していた保育所と緊密な連携協力関係を構築すること。また、3歳以上の児童を受け入れる認可保育所の運営に当たっては、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育の実施に努めること。 ③認定こども園としての認定を辞退し、認可幼稚園及び認可保育所として運営するに当たっては、当該趣旨を利用者・地域住民に対して周知し、理解を求めるよう努めるなど円滑な移行に向けた措置を講じること。	
16	認定こども園の施設 整備費補助	来年度以降に認定こども園になった後、安心こども基金にあるような施設整備のメニューを活用することはできるのですか。	来年度以降についても、認定こども園が施設整備のメニューを活用していただくことは可能とする予定ですが、現行の安心こども基金の取扱いを含め具体的な執行の仕方については予算編成過程で検討することとしています。	

17	分園がある保育所の認定こども園への移行	分園がある保育所が幼保連携型認定こども園への移行を考えていますが、幼保連携型認定こども園の園庭は「同一敷地内又は隣接地に必置」とされており、基本的に分園の存在は想定されていないように見受けられます。分園がある保育所が認定こども園に移行する場合は、基本的に保育所型ということになるのでしょうか。	分園がある保育所が幼保連携型認定こども園になることも可能です。ただし、分園については本園との一体的な運営が必要であることから、認可権者において、以下の要件を全て満たすことについての判断が必要です。 ①教育・保育の適切な提供が可能であること ②子どもの移動時の安全が確保されていること ③それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備(*)を有していること。 (なお、既存の施設が所在する敷地部分については、移行特例の活用が可能です。) ※調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めません。	
18	財政支援	改正認定こども園法が平成27年度から施行されることを前提として、平成27年度からの開園に向けて、同法第13条第2項に掲げる主務省令で定める設備・運営基準を満たす幼保連携型認定こども園を26年度中に創設する場合に補助対象となるのですか。	改正認定こども園法に掲げる設備運営基準を満たした幼保連携型認定こども園を創設する場合、平成26年度における安心こども基金管理運営要領においては、保育所緊急整備事業(幼保連携型認定こども園を構成する認可保育所の整備費)及び認定こども園整備事業(幼保連携型認定こども園を構成する認可幼稚園の整備費)から各々補助するものとして差し支えありません。(各事業の補助基準額は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童に係る定員に係る単価と同法同項第2号、第3号の認定を受けた児童に係る定員に基づく単価を適用) この場合、各補助事業の対象経費の算出に当たっては、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童に係る定員と同法同項第2号、第3号の認定を受けた児童に係る定員により算出するなど合理的な算出方法により取り扱ってください。(ただし、保育所緊急整備事業(幼保連携型認定こども園を構成する認可保育所の整備費)のみ補助基準額上に適用のある開設準備費用、土地借料、地域の余裕スペースの活用促進に要する費用については、保育所緊急整備事業における対象経費として差し支えありません。※その他の加算の取扱についてはQ232を参照。) また、本件整備に関しては、保育緊急整備事業における整備対象施設中、「児童福祉法に規定する保育所」とあるのは、「児童福祉法に規定する保育所及び改正後認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園」と読み替えるとともに、認定こども園整備事業における留意事項中、「交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。」の規定については適用しないこととなっています。	

【地域型保育事業】

NO	事項	問	答	備考
1	小規模保育 (特例給付)	小規模保育事業を利用する子どもが3歳になったが、卒園後の受け皿が見つからない場合、引き続き、特例給付を受けて小規模保育事業を利用することは可能ですか。	小規模保育事業を利用する子どもについては連携施設を設定して、卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。 経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で、特例給付を受けて、引き続き、小規模保育事業を利用することは可能です。	
2	事業所内保育 (特例給付)	事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合、引き続き、事業所内保育事業を利用することは可能ですか。	地域枠において事業所内保育事業を利用する子どもについては、連携施設を設定して卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で特例給付を受けて、引き続き事業所内保育事業を利用することは可能です。(なお、従業員枠において事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合についても、特例給付を受けて、事業所内保育事業を利用することは可能です。)	
3	事業所内保育	事業所内保育事業について、業務委託契約を結んでいる者など、事業主が直接雇用していない場合も、従業員枠として利用できますか。	事業主が直接雇用していない場合であっても、業務委託契約を結んでいる者などに対して、実質的に自社労働者と同様に事業所内保育を行っている場合は、事業所内保育事業の対象として、従業員枠の中で利用して頂くことは可能です。	
4	連携施設	家庭的保育事業者などの連携施設に公立の保育所(又は幼稚園)がなった場合、保育支援などで民間施設に赴く場合、公務員の立場で民間で業務を行うことに問題はありませんか。また、民間で業務を行っている際に生じた事故などの責任、賠償などについて協定などに免責要件を盛り込むなどして対応して問題ないでしょうか。	現行の家庭的保育事業における「家庭的保育支援者」においても、市町村の職員が支援者となっている場合があるように、公務員の立場で民間の業務を支援することは問題はないものと考えられます。また、後段についても、それらを含めて市町村と事業者間で調整した上で協定を締結することになります。	
5	医療法人による 地域型保育事業の 実施	医療法人は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を行うことはできないのでしょうか。	医療法人は、医療法第42条に基づく告示等において、認可保育所や認可外保育施設(地方自治体が基準を定め、その運営に要する費用の補助等をしているもの)については、事業(附帯業務)として行うことができることとなっています。 一方、子ども・子育て支援新制度で新たに市町村の認可事業となる地域型保育事業については、医療法人が行うことができるようにするためには、告示等に新たに規定する必要があることから、現在、告示等の改正を検討中です。	
6	子育て支援員の研修内容	子育て支援員の研修内容については、いつごろ示されるのですか。	現在、子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会及び専門研修ワーキングチームにおいて検討を進めているところであり、早ければ11月下旬から年末までにはお示しできると考えています。	
7	居宅訪問型保育事業の利用対象児童	居宅訪問型保育事業の利用対象児童については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、障害、疾病等の要件が示されていますが、これに当てはまるかどうかの判断は誰がどのように行うのですか。	市町村が利用調整の中で判断を行うものと考えられます。	

8	連携施設からの給食の外部搬入	地域型保育事業における給食については、連携施設からの搬入が可能とされていますが、連携施設が外部搬入している場合、外部搬入先からの搬入は認められますか。	食事の提供の責任は地域型保育事業を行う事業者であり、その管理者が必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保しなければならないことから、御指摘のような連携施設を介した外部搬入は認められません。	
9	連携施設を設定できない場合の認可	事業者から小規模保育事業や家庭的保育事業の認可申請があった場合、連携施設を設定できないことを理由として認可しないことは認められますか。	連携施設の設定は家庭的保育事業等の認可基準のひとつとなっているため、連携施設を設定できない場合には認可基準を満たさないこととなりますが、新制度施行後5年間は連携施設の設定を要しないとする経過措置を設けていることから、保育の供給量が需要量を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可しなければなりません。 なお、この経過措置期間中は、満3歳の幼児が4月以降も家庭的保育事業等を利用する際には、地域の保育事情などにおいて特段の事由がある場合に、当該年度内に卒園後の受け皿を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと認めた場合には特例給付を受けて、引き続き、家庭的保育事業等を利用することを可能としています。本来、連携施設を設定し、確実に卒園後の受け皿を確保していただくことが基本ですので、経過措置期間中に、事業者は、必要に応じ市町村からの支援を求めつつ、連携施設の確保に努める必要があります。	自治体向けFAQ【認可・確認】問7再掲
10	幼稚園に併設した小規模保育事業	幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。	幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能です。その際、専用部分を区分して必要面積を確保するなどそれぞれの認可基準を満たして運営することが必要です。なお、小規模保育事業については、制度施行前から3歳未満児を受け入れている場合には、制度施行から5年を経過する日までは、経過措置として、調理員の配置や調理設備の設置は必要ないこととなっています(弁当持参による対応も可)。	
11	認定こども園に併設した小規模保育事業	認定こども園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。	認定こども園は、3号認定子どもの受入れが可能であるため、ご指摘の場合については、小規模保育事業ではなく、認定こども園において3号認定こどもの定員を設定していただくことが基本と考えられます。 その際、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)です。 なお、当該認定こども園とは異なる敷地に、同一法人が小規模保育事業を実施することは可能です。	
12	幼稚園が連携施設となる場合	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、事業実施場所については別棟、もしくは園舎内であっても幼稚園とは区分された部屋で行う必要がありますが、当該幼稚園が小規模保育事業の連携施設となる場合であっても、上記と同様の取扱いになるのでしょうか。	原則的には、幼稚園と小規模保育事業でそれぞれの基準を満たすことが必要です。小規模保育事業を実施する幼稚園が当該事業の連携施設となる場合でも取扱いは同様です。 なお、幼稚園に併設して小規模保育を実施することは可能ですが、ご指摘のような同一法人が3歳以上児と3歳未満児を同一の場所で預かる場合、原則としては、認定こども園に移行していただくことが基本と考えられます。 また、幼稚園と小規模保育事業については、対象園児の年齢が異なり、別の職員が別事業として運営することとなるため、それを踏まえた実施場所であることが望まれます。	追加

13	幼稚園で実施する場合の土曜日の取扱い	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、土曜日は閉園して年間250日開園とする取扱いは可能でしょうか。	保育認定の子どもを受け入れる施設においては、保護者が必要とする保育を提供できるよう、原則として土曜日も含めた開所が求められます。その上で、市町村が行う利用調整の結果、日曜・祝日以外について、保育の利用希望がない場合には開所しないことができるなど、就労状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することが可能です。なお、土曜日の利用が必要な子どもがいない場合など、常態的に土曜日に閉園する場合は、公定価格において土曜閉園に係る費用を定率で調整することになります。	追加
----	--------------------	---	---	----

【幼稚園型一時預かり事業・預かり保育】

NO	事項	問	答	備考
1	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのですか。	原則として、私学助成による預かり保育補助を受けることとなりますが、各幼稚園の実情に応じて、市町村と調整の上、一時預かり事業の受託(補助)を受けて実施することも可能です。	
2	市町村が一時預かり事業を委託しない場合の経過措置	預かり保育推進事業について、市町村が認定こども園や幼稚園に一時預かり事業を委託しない場合などの経過措置はどうなりますか。	認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定の子どもの預かり保育については、私学助成からの移行の受け皿となることに特に配慮した一時預かり事業(幼稚園型)の事業類型を創設することとしており、市町村で適切に事業を実施して移行することを原則とします。その上でなお市町村において事業の実施が困難な特別な事情がある場合や、従来の預かり保育の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対して、引き続き預かり保育推進事業(私学助成)の対象とする経過措置を検討しています。	
3	公立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり(幼稚園型)の対象となりますか。	実施要件を満たすことにより対象となります。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定です。	【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】No.5再掲
4	一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価	新制度移行後は、預かり保育は原則として一時預かり事業(幼稚園型)において実施することとなりますが、幼稚園型の補助単価はどうなりますか。	一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価については、現行の預かり保育における国の私学助成と同程度の水準を維持しつつ、消費税による質改善の財源の確保の状況に応じて充実を図るという考え方を基本に、平成26年9月11日開催の都道府県・指定都市、中核市向け説明会資料4によりお示したところですので、同資料をご確認ください。なお、平成27年度以降の最終的な補助単価は、今後の各年度の予算編成過程において決定されます。	
5	幼稚園型一時預かり事業の単価	一時預かり事業(幼稚園型)の仮単価について、長期休業期間も含め、通常単価(4時間分)が適用されるとのことですが、長期休業期間中については休日単価(8時間分)を適用することはできませんか。	夏休み等の長期休業期間中は、土曜日等の休日とは異なり幼稚園教諭等が勤務していることを考慮し、国の補助基準額としては、休日単価ではなく基本分単価を適用することとしています。	
6	幼稚園型一時預かり事業の単価	一時預かり事業の基本単価は4時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか。	基本分単価(通常単価・小規模施設単価)は、4時間/日の利用を基本として設定していますが、利用時間が4時間未満の利用者であっても同額となります。(園として4時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額しない。)また、教育時間と一時預かり時間の合計が8時間/日の場合は、一時預かりの時間数に関わらず基本分単価(同額)を適用し、8時間を超える場合は長時間加算単価が加わります。(例えば、教育時間が5時間の日に預かり時間を3時間とする場合や教育時間が3時間の日に預かり時間を5時間とする場合のいずれも、基本分単価(同額)が適用されます。)	

7	一時預かりの利用料	一時預かりの利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。	一時預かり事業の詳細については現在検討中ですが、利用料について、国として一律の基準を設けることは考えてはいませんので、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断より、各園の設定に委ねることも可能です。	
8	私学助成での預かり保育と一時預かり事業の違い	私学助成での預かり保育と、市町村から委託を受けて行う一時預かり事業の違いはあるのでしょうか(現在の私学助成での預かり保育と全く同一のやり方で、一時預かり事業に移行することはできるのでしょうか)。	私学助成での預かり保育の補助要件は都道府県により異なりますが、一時預かり事業は「地域子ども・子育て支援事業」の一事業として、その実施主体は市町村となり、補助要件は全国一律の基準が適用されます(補助要件概要は平成25年12月25日の子ども・子育て会議、補助仮単価は平成26年9月11日の子ども・子育て支援新制度説明会にてお示ししたとおりです)ので、一時預かり事業に移行して実施する場合には、当該事業における要件・基準を満たす必要があります。	
9	一時預かり	幼保連携型認定こども園において、現行の幼稚園預かり保育と現行の一時預かりを新制度移行後に実施する場合、一般型と幼稚園型の二つを実施することとなるのでしょうか。二つを同時に行う場合の会計処理や職員配置等が複雑になることから、どちらか一つのみで対応することは可能でしょうか。	新制度での「一時預かり事業(幼稚園型)」においては、幼稚園在園児以外の子どもも対象とする予定であり、「一時預かり事業(幼稚園型)」のみで対応可能となります。なお、幼稚園型における在園児以外の子どもに係る補助単価については、一般型の単価を踏まえつつ、今後、予算編成過程で検討します(在園児に係る補助仮単価は平成26年9月11日の子ども・子育て支援新制度説明会にてお示ししたとおりです)。	
10	対象児童の範囲	対象児童について、在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)となっていますが、2号認定の子ども(特例給付の子ども)に対しても、一時預かり事業の対象となりますか。	対象となります。	追加
11	実施要件	市町村が幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異(収入面で目減りする等)がある場合、経過措置で、現行の私学助成による預かり保育も選択可とのことですが、逆に「施設型給付」を受けない幼稚園(私学助成に残る場合)が「一時預かり事業」を受託する場合の条件はありますか。	「施設型給付」を受けない幼稚園(私学助成に残る場合)が「一時預かり事業」を受託する場合の条件設定については、基本的には実施主体である市町村が、事業者の意向等を踏まえ、適切に判断していただくことになります。なお、今後、必要に応じて、国として何らかの実施要件を設けることもあり得ます。	追加
12	現行の私学助成による預かり保育を実施できる経過措置の対象範囲	「施設型給付」を受ける幼稚園が現行の私学助成による預かり保育を実施できる経過措置の条件として、現在、都道府県による私学助成の預かり保育を受けている園に限るとのことですが、いわゆる102条園(個人立や宗教法人立等)も対象となりますか。	学校法人立以外の園への私学助成の実施については、学校法人化を目指す幼稚園(いわゆる志向園)を除き、国の私学助成の対象外のため、引き続き都道府県に判断していただくことになります。	追加
13	利用料の設定	利用者負担については、各市町村で設定し、国として一律の基準は設けないとされています。また、現状は各園の設定に委ねていることを踏まえると、私立については各園の設定に委ねることが想定されるとありますが、利用料については、実施する各園で設定するということがよいのでしょうか。	必ずしも各園で設定することを原則とする訳ではありませんが、預かり保育の利用料を各園が設定している現状等を踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市町村において適切に判断していただきたいと思います。	追加

14	公費補助の上限額	一時預かり事業(幼稚園型)に係る公費補助の上限額は、一時預かり事業(一般型)の上限額(年間延べ利用児童数に応じた基準額)を適用するというのでよいのですか。	一時預かり事業(幼稚園型)に係る公費補助の上限額については、一時預かり事業(一般型)の上限額を適用する方向で検討中です。	追加
15	休日単価の適用条件	休日単価は8時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が8時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか。	休日単価は、8時間/日の利用を基本として設定しており、利用時間が8時間未満の利用者であっても、園として8時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額するといった運用は行いません。	追加

【財政支援・私学助成・就園奨励費】

NO	事項	問	答	備考
1	現行制度に残る施設の私学助成の取扱い	現行の私立幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)に対する国の私学助成は、新制度施行後にはどうなるのですか。	新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなります。国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となりますが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針です。 これらの財政支援の水準については、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしています。なお、国の消費税増収分は新制度を含めた社会保障4経費に充てることとされていますが、私学助成や就園奨励費補助はこの対象になっていません。	
2	新制度に移行する施設の私学助成の取扱い	新制度に移行する私立幼稚園や認定こども園に対する新制度の私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わるのですか。	私学助成の一般補助は基本的に実施しない予定ですが、国のメニューのうち一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討していきます。また、特別補助については、国のメニューとしては、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定です。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討していきます。 また、就園奨励費補助事業は実施しない予定です。	
3	幼稚園型認定こども園における一般補助	幼稚園型認定こども園に対する私学助成は国の補助の対象になりますか。	幼稚園型認定こども園については、単独型・並列型・接続型のいずれであっても、認定こども園の単位で施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受け、施設型給付費の対象となることを想定しており、国としては、幼稚園部分に対する私学助成(一般補助)や保育機能部分の運営費支援事業を継続する予定はありません。 なお、詳しくは2を参照してください。	
4	一般補助の予算額	私学助成の一般補助の予算額をどう見込むのですか。平成29年度に90%の幼稚園が新制度に移行すると考えているのですか。	各年度の予算編成においては、私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査の結果などを活用する予定です。少なくとも制度施行当初数年間は、意向調査を毎年度実施することを想定しています。なお、3月にとりまとめられた「量的拡充」と「質の改善」の所要額の試算に当たっては、平成29年度の移行率を90%と仮置きしたところですが、これは、多くの幼稚園が新制度に移行する場合でも必要な財源が確保されるよう、仮置きしたものです。	
5	財政措置	施設型給付を受けない幼稚園数・園児数を確実に見込むことは難しいと思われませんが、国として確実に財政措置できるのですか。	施設型給付を受ける園児数・施設型給付を受けない園児数の実績などをもとに、適切に財政措置を講じることを想定しています。具体的な手法については、今後関係省庁と相談していきます。	

6	現行制度に残る私立幼稚園に対する財政措置	施設型給付を受けない幼稚園に対する一般補助の内容に変更はありますか。新制度と同様に質改善を実施する予定はありますか。	国の財政措置(国庫補助及び地方交付税)については、「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」との国会の附帯決議を踏まえ、予算編成の中で検討していきます。
7	一種免・財務改善	一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援は今後どうなりますか。	国庫補助については、施設型給付を受ける受けないにかかわらず、引き続き実施する方向で検討しています。具体的な内容は、予算編成の中で検討していきます。
8	現行制度に残る幼稚園に対する就園奨励費補助	施設型給付を受けない幼稚園に対する就園奨励費補助は今後どうなりますか。	施設型給付を受けない幼稚園については、「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」との国会の附帯決議を踏まえ、新制度との整合を図りつつ、予算編成の中で検討していきます。
9	新制度との出入り	年度途中において市町村の確認を辞退した幼稚園に対する私学助成・就園奨励費は国の補助の対象となりますか。	年度途中から私学助成の対象とするかどうかは都道府県・市町村間で調整して判断いただきたいと考えています。私学助成の国庫補助の対象となるかは今後検討していきます。市町村が年度途中で確認辞退した園に対して就園奨励事業を実施する場合には、国庫補助の対象とすることとし、当該年度の予算の範囲内において対応する方向で検討しています。
10	特別支援(国負担)	私学助成における幼稚園特別支援教育経費の支援は今後どうなりますか。対象に新たな幼保連携型認定こども園も含まれますか。	私学助成における幼稚園特別支援教育経費は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれも対象とする方向で検討しています。
11	特別支援(地方負担)	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に係る特別支援教育経費支援の地方負担は、現在と同じく特別交付税になるのですか。	引き続き特別交付税によることを想定しており、具体的には、今後、関係省庁と相談していきます。
12	特色のある教育	教育の質の向上を図る学校支援経費は今後どうなりますか。幼児教育向けのメニューを増やすのですか。	幼稚園に係る教育の質の向上を図る学校支援経費は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれも対象とする方向で検討しています。具体的な内容は、予算編成の中で検討していきます。
13	社会福祉法人の扱い	幼稚園特別支援教育経費や教育の質の向上を図る学校支援経費の支援対象に、社会福祉法人が設置する新たな幼保連携型認定こども園も含まれますか。	社会福祉法人が設置する新たな幼保連携型認定こども園も対象となっており、学校法人化措置義務は適用されないこととされています(改正私立学校振興助成法附則第2条の2)。なお、社会福祉法人が現行の幼保連携型認定こども園をやめて独立の幼稚園と保育所を設置することとなった場合に、引き続き幼稚園について私学助成を受けたときは、学校法人化措置義務を負うため、留意が必要です(同法附則第2条第5項。改正前の認定こども園法第15条は削除)。
14	団体補助の在り方	団体補助(日本私立学校振興・共済事業団補助及び退職金社団補助)は、新制度施行により変更はありますか。	今回の制度改正は、団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではない(新制度に移行する園も含めて対象とする)と考えています。
15	団体補助の実施主体	政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されますが、団体補助の実施主体はどうなりますか。	団体補助の実施主体については、引き続き都道府県を実施主体として想定しています。

16	団体補助の加入対象	認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を加えてもよいでしょうか。3歳未満児を担当する保育士も認めてよいでしょうか。	退職金団体の運営については、加入対象の範囲を含め特段の規制はなく、各団体の判断により、 学校法人が行う保育所等の職員や一時預かり事業等の専任職員 を加入対象とすることが可能です。今後、都道府県を通じ、新たな幼保連携型認定こども園の創設をはじめとする認定こども園制度の改善を目的とする新制度の趣旨に沿って、各団体の業務規程等の改正の検討を要請する予定です。	追記
17	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成(一般補助)や保育所運営費を継続する予定はありません。	【認定こども園】No.6再掲
18	国・地方の費用負担割合	子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業についての国・都道府県・市町村の費用の負担割合はどうなりますか。指定都市・中核市についても都道府県の費用負担があるのでしょうか。	施設型給付については、私立施設の場合、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。公立施設の場合は、市町村の一般財源によることになるため、給付費の負担割合は市町村10/10となります。また、教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、当分の間、全国统一費用部分(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)と地方単独費用部分(市町村負担+都道府県補助)を組み合わせる施設型給付として一体的に支給する経過措置があります。地域型保育給付については、公私ともに国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の割合となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。地域子ども・子育て支援事業については、要綱でお示しする予定ですが、補助率は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3を予定しています。(妊婦健診は一般財源)	
19	措置入所に係る費用負担割合	児童福祉法第24条第5項、第6項に規定する措置入所については、支援法の給付とならないと思いますが、国・都道府県・市町村の費用負担割合はどうなるのでしょうか。	児童福祉法第24条第5項、第6項に規定する措置入所に係る費用負担割合については、支援法の施設型給付と同様、公立施設は全額設置者負担、私立施設は、国2分の1、都道府県4分の1、市町村(指定都市、中核市を含む。)4分の1となります。	
20	私学助成の幼稚園特別支援教育経費	私学助成の幼稚園特別支援教育経費は、保育所由来(社会福祉法人立)の幼保連携型認定こども園も補助対象になるのでしょうか。2号3号子どもも対象になるのでしょうか。	改正私立学校振興助成法において、社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園も国庫補助による私学助成の特別補助の対象となるよう措置していますが、予算措置において、保育所由来の幼保連携型認定こども園を対象とするかについては、現在検討中です。また、3号子どもは対象外となりますが、2号子どもを対象とするか否かについては、現在検討中です。	
21	私学助成の子育て支援活動費	私学助成における子育て支援活動に係る特別補助の取扱いについての方向性はいつ分かるのでしょうか。特別補助の対象にならない場合は地域子ども・子育て支援事業(13事業)の対象になるのでしょうか。	国庫補助による私学助成における子育て支援活動に係る特別補助の取扱いについては、公定価格の子育て支援加算や地域子ども・子育て支援事業(13事業)との重複部分の整理が必要なため、現在検討中です。可能な限り速やかに提示したいと考えています。	

【教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費に係る経過措置等】

NO	事項	問	答	備考
1	経過措置の対象施設	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の経過措置は、保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園の1号給付にも適用されるのですか。	1号給付のいずれについても適用されます。	
2	全国統一費用部分と地方単独費用部分の財政負担	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれですか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのですか。	全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする観点から、基本的には、1号給付に係る公定価格の総額に対する一定の割合により国庫負担対象額を設定し、利用者負担額を控除した額を国1/2、都道府県1/4により財政負担する方向で、関係省庁と調整を進めています。	
3	地方単独費用部分における負担割合	地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなりますか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなりますか。	本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担:都道府県補助=1:1の割合とする方向で関係省庁と調整を進めています。こうした考えのもと、交付税措置について、総務省と調整して予算編成過程で決定することとなります。	
4	地方単独補助による私学助成や給付の上乗せ	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないでしょうか。	各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能です(教育基本法第8条参照)。現行の私学助成の水準が都道府県により格差があることなども踏まえ、必要に応じて、新制度に移行する園も含め、地方自治体独自の助成措置を検討することが考えられます。この場合の助成方式としては、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられます。なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられます(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考えます。	【財政支援・私学助成・就園奨励費】から移動
5	私学助成の地方単独補助の方法	私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により制度的に保障している全国的な水準よりも高い都道府県において、新制度に移行する私立幼稚園について、引き続き、地方自治体独自の上乗せ分等の私学助成を実施することを検討するよう国から要請がありました。具体的にどのような補助事業とすればよいのでしょうか。例えば、全ての園に対して一律の補助を行えば良いのか、それとも、園の規模等によって変えるのか、施設型給付の額が従来の私学助成の額よりも減る園にのみ補助を行えば良いのでしょうか。	公定価格の仮単価については、現行の私学助成の全国的水準により設定しているため、とりわけ私学助成の水準を高く設定している都道府県に所在する園を中心として減収となる園が出る可能性があります。このため、とりわけ現行の私学助成の一般補助の水準が高い都道府県においては、私立幼稚園が新制度に移行した後も、従前通り特色ある質の高い教育活動を展開できるようにするため、単独の上乗せ助成を実施するか否かについて検討をお願いしたいと考えています。また、園ごとの私学助成の水準のばらつきが大きい都道府県についても減収となる園が出る可能性があり、同様に検討することが考えられます。この上乗せ単独助成の補助事業の内容、配分方法等については、ある特定の要素(教育内容、取組内容、配置状況等)に着目した形での配分、各園の経営実態や新制度施行後の見込み等を踏まえた形での配分などが考えられますが、各地方自治体がそれぞれ自らの財源により独自に実施する事業であり、最終的には、各都道府県が自ら判断し設定する性格のものと考えています。ただし、施設型給付と同様の個人給付とすることは、事務が煩瑣になるなどの課題も多いことから、基本的には、各園への機関補助することを軸に検討していただくのが良いのではないかと考えています。	

【その他】

NO	事項	問	答	備考
1	給付額の利用者通知	法定代理受領における給付額の利用者への通知は、毎月行わなければならないのでしょうか。例えば1年分をまとめて通知することは認められますか。	利用者への通知の取り扱いについては、他制度の運用状況等を参考に、ご照会のように1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも含めて検討のうえ、お示しします。	
2	個人立施設の会計処理	施設型給付費等に係る会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めることが基本とされていますが、個人立の施設の会計処理はどのような取扱いとなるのでしょうか。今後、通知等で示されますか。	施設型給付費等に係る会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本としており、例えば学校法人が運営する施設や事業は学校法人会計基準を、社会福祉法人が運営する施設や事業は社会福祉法人会計基準を、株式会社が運営する施設や事業は企業会計基準を適用することとしています。個人立の施設の会計処理の取扱いについては、現在検討中であり、整理出来次第、追ってお示しします。	
3	費用の精算の時期	新制度における給付の精算時期は、現行の保育所運営費と同様、翌年度に精算されることになるのでしょうか。	現行の保育所運営費と同様、翌年度に精算する取扱いとする方向で検討中です。	
4	私立幼稚園に対する検査等	現行、私学助成を行っている園に対しては、都道府県が私学検査を行っていますが、私立幼稚園が施設型給付に移行した際には市町村が検査を行うこととなるのでしょうか。また、都道府県の私学担当部局は財務書類を徴収することができるのでしょうか。	施設型給付に移行する私立幼稚園については、市町村が確認権者として運営基準を満たしているか確認するために監査等を行うことが想定されます。同時に、施設型給付に移行しても私立幼稚園としての認可、学校法人としての認可は所轄庁たる都道府県であることには変わりはありませんので、認可に伴う検査、報告徴収などは、引き続き、都道府県が実施することになります。具体的にどのような運用とするかについては、今後整理をしたいと考えています。 なお、私立幼稚園が施設型給付に移行することにより経常費助成費補助を受けなくなる場合、所轄庁への財務書類の届出義務の対象外となることにご留意ください。	修正
5	設置主体が変更になった場合の施設型貸付金の譲渡手続き	日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構の貸付を活用し施設整備を行った既存施設が、新制度移行に際して施設の設置主体が変更となった場合には、移管先法人が返済することになると考えてよいのでしょうか。	幼稚園又は保育所を設置する者が、当該幼稚園又は保育所の事業に関し、施設の設置、整備又は経営等について私学事業団又は福祉医療機構から必要な資金の貸付けを受け、事業譲渡の時点でその償還が完了しない場合において、事業譲渡に当たり、当該貸付けに係る債務を承継しようとするときは、一般的な貸付けに係る債務の承継と同様、債権者である私学事業団又は福祉医療機構の同意を得ることが必要であるため、手続等について、事前に私学事業団又は福祉医療機構に相談する必要があります。	
6	保育士確保	国における保育士確保のための取組について教えてください。	「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図る中、保育士不足が見込まれることから、保育士の確保を支援パッケージの1つの柱として位置づけ、推進しているところです。 保育現場における保育士確保を支援するため、平成24年度補正予算以降、保育士の処遇改善や潜在保育士の再就職支援等に積極的に取り組んでおります。 また、保育士・保育所支援センターの設置など、地方自治体への支援に加え、ハローワークにおける「保育士マッチング強化プロジェクト」の実施や普及啓発など、厚生労働省を挙げて、保育士確保に取り組んでいるところです。 今年度においても、保育士の処遇改善や潜在保育士の再就職支援など従来の取組の継続に加え、新たに、実務経験のある幼稚園教諭の方の保育士資格取得のための受講費支援等を実施しています。	

7	外部監査	幼稚園や認定こども園が公認会計士等による外部監査を受ける場合でも、市町村からの監査を二重に受けないといけないのでしょうか。	私立幼稚園や私立認定こども園等が公認会計士等による外部監査を受けた場合には、市町村による通常の会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、運営面の適正さを担保するために、市町村による定期的な指導監督又は不正が発覚した場合の監査等は実施します。	
8	へき地保育所の取扱い	へき地保育所に対する現行のような補助はなくなるのでしょうか、認可化が困難な場合はどうするのですか。	地域型、施設型給付の対象となるよう認可化を目指していただくことが基本ですが、それが困難な場合は、特例給付等、へき地保育所が運営を継続できるよう検討します。	
9	使途制限の取扱い	施設型給付費や地域型保育給付費、委託費については、使途制限は設けられるのでしょうか。	新制度における施設型給付や地域型保育給付は個人給付(法定代理受領)であるため、使途制限は設けないことを基本に検討しています。ただし、私立保育所に係る委託費については、市町村からの委託に基づき、施設において保育を提供することに要する費用として支払われる性格であることにかんがみ、現行制度と同様に使途制限を設けることを基本に検討しています。	
10	特定保育事業	現行の特定保育事業は、新制度ではどのようになるのでしょうか。	特定保育事業の対象となる子どもについては、新制度では保育短時間認定の対象となり、当該子どもを保育する費用については、施設型給付(私立保育所を利用した場合は委託費)として賄われることとなります。	
11	障害児を受け入れた場合の加算措置	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については加算措置がないのでしょうか。	ご指摘のとおり、地域型保育事業において障害児を受け入れる場合には、障害児保育加算を設けることとしています。他方、認定こども園や幼稚園、保育所において障害児を受け入れた場合における財政支援については、既存の仕組みにより対応することとしています。具体的には、私立幼稚園については、私学助成の特別補助(特別支援教育費)により対応することを想定しています。また、保育所については従来通りの地方交付税措置により対応することとなります。なお、認定こども園に対する対応については今後検討します。これらの施設において、主幹教諭・主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等の療育支援を行う場合には、療育支援加算を設けることとしています。	追加

12	地域子ども・子育て支援事業(訪問型の子育て支援事業)	子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業において、訪問型の子育て支援事業(いわゆる「ホームスタート」事業など)は実施できますか。	<p>未就学児がいる家庭に、定期的に約2~3か月間訪問し、友人のように寄り添いながら「傾聴」(相談事を受け止める)や「協働」(育児や家事を一緒に行う)等を行う取組みである訪問型の子育て支援事業(いわゆる「ホームスタート」事業など)については、地域子ども・子育て支援事業に直接的には位置づけられていませんが、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の要件を満たせば、これらの事業を実施する中で、訪問型の子育て支援事業の要素を盛り込むことは、可能です。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業では、実施要件である親子の交流の場の提供・促進、子育てに関する相談援助といった基本事業を実施した上で、任意の取組みとして各家庭への訪問支援の実施を認めることも可能です。(加算措置あり) 【実施自治体例:和光市】 ・ 利用者支援事業は、子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。子育て家庭の場合、身近な場所であっても通うこと自体に困難が伴う場合もあることから、状況に応じて、地域で開催されている交流の場や各家庭に出向いて相談支援を実施するアウトリーチ型支援を併用することも可能です。【実施自治体例:豊後高田市】 	追加
----	----------------------------	--	--	----